

平成25年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成25年 3月11日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	7番	齋藤昭一	13番	池田賢治
2番	前田芳樹	8番	石田茂春	14番	福田晃
3番	平田文夫	9番	高宮陽一	15番	安部和子
4番	齋藤幸廣	10番	米澤壽重	16番	松森豊
5番	是津輝和	11番	遠藤義光		
6番	小野昌士	12番	池田信博		

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	池田高世偉	農林水産課長	佐々木千明
教育長	山本和博	下水道課長	村上孝三
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	村上静夫	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	池田茂良	五箇支所長	長田栄
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	野津浩一
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 23人

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すものであります。

付議された事件に関し疑義を質す「質疑」とは本質的に異なるものですので、通告した質問の範囲を超えないよう、よろしくお願いします。

また、質問時間は答弁を除き30分以内となっています、そのためにも執行部におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

私は、定住対策について町長の所信をお伺いいたします。

本町は、平成16年10月にスタートしております。その10月末の人口は17,590人で、しかし、今年1月31日15,390人であります。8年3か月で2,200人減ったということでございます。この町にとって大きな問題であります。その要因は、出生率が死亡率を下回る自然減の状態が続いており、転入による社会増が期待できない本町にとって過疎化も進行し、地域コミュニティの維持が困難になるなど、深刻な問題が生じております。

人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にかかわる深刻な問題になっております。

このため、現に生活している町民はもちろんのこと島外の皆さんをも惹きつけることがで

き、魅力ある豊かな暮らしを創出できるような施策を展開することが急務となっております。

特に、生産年齢人口層（15歳～64歳）の減少が著しいため、若い世代を中心に定住促進を図る必要があります。このため、ライフサイクルの中の、就職・結婚・出産等を考えて見ますと、定住対策は広範囲での政策でなければならないと思っております。

そこで、私は隠岐の島町の雇用問題、特に定住はしっかりとしたビジョンを掲げて取り組むことが最も求められていると思います。まず、基本的な考え方を示して頂きたい。

まず、起業家支援が求められております。雇用の創出・拡大を図るには、起業・創業に取り組みやすい環境づくりを進め、暮らしの条件の確保、少子化対策、未婚・晩婚化対策や出生率向上のための施策を展開し、子育て支援、子育て世代への支援を行い、地域の活性化を図り、教育の充実、子どもの健やかな成長を整え、生活の利便性を向上させ、住みやすい条件を整えることが求められております。施策によって広報にメリハリをつけ、最もインパクトの大きい打ち出し方を迅速に実行し、情報を発信し、効果的に打ち出すために、常に連携できる機関や効率的な情報伝達手段を用いることが求められていると思うが、町長の所信をお伺いします。

次に、掲げるビジョンでございます。第1にシンプルでなくてはならない、ということに住民の皆さんに分かりやすいことでなくてはならない。そして、2番目にクールでなくてはならない。格好良いビジョンでなくてはならない。次に3番目にはハピネス、幸せの実感がなくてはならない。

ビジョン策定には、目的、期間、基本理念、基本方針、基本施策をしっかりと定めることが必要であり、特に基本施策は働く場所の確保が最優先され、若者の地元定着の促進、新規学卒者を対象に地元企業への就職の支援、本町では新年度から新規雇用者1人採用する企業に7万円を支援する予算を計上しておりますが、私は愚策と思っております。

企業の採用目的は、企業メリットを求めて採用いたします。新卒者採用は、優秀な人材を中途採用で獲得することは非常に困難でポテンシャルの高い新卒者を採用し、社内で育成するほうが企業メリットにつながる確実性が高いからであります。そして、組織全体がリフレッシュし、既存社員は新入社員に教えることで経験を言語化し、自らも成長し、年代別の組織構成を維持して行くのが企業の使命であります。

今回の助成策には、全く幸せの実感が感じられない。町長の所信をお伺いいたします。

次に、これだけの広範囲にわたる雇用対策事業は、本町に「定住対策本部」を設置して取り組むべきだと思っておりますが、町長の所信をお伺いします。

以上、3点よろしくお願いたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、平田議員の分割質問1点目であります「定住対策について」のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の「定住対策ビジョンの策定について」でございますが、議員ご指摘のとおり、人口の自然減は著しく、若者の定住は喫緊の課題であるとともに私も認識しております。

本町でも定住促進に向け、産業振興や保健・医療・福祉、教育・文化、生活環境などあらゆる分野から施策を展開しているところで今あります。中でも、第1次産業への就職支援でありますとか後継者対策、Uターン者の定住相談でありますとか、住宅相談、隠岐病院の運営体制でありますとか、産婦人科医確保によります出生数の増加、また保育料の軽減、各種保育事業の実施等それぞれの分野におきまして精力的に今、取り組んではおりますものの、結果として功を奏しているとは言い難い状況であることを真摯に受け止めなくてはならないと、このように考えている次第であります。

町が一体となりました取り組みは、必ずしも十分ではなかったと反省するところでもございまして、新年度におきまして、総合的に改めて推進するためのビジョン策定を進めてまいりたいと存じます。

2点目の「新規雇用者採用企業支援の助成金について」でございますが、新年度における高校生の島内企業への就職者数は、18名が内定をされております。もう決定だと思っております。このことは、人口減少が続いております本町にとりまして、先ほどもご指摘の生産年齢人口層確保の一つの施策になるのではないかと、このようにも考えているところであります。

今後は、こういった若い方々が、「ずっと、この町で住み続けたい。」と思えるような魅力ある“まちづくり”を進めたい、このように考えているところでもございます。

3点目の「起業家支援に対します考えと情報発信について」でございますが、起業家支援につきましても、県に融資制度がございますが、本町独自のものは今のところございません。商工会と連携し、そのニーズの把握に努めながら、検討してまいりべきかと考えております。

情報発信につきましても、本町で実施しておりますあらゆる施策が、定住対策につながる施策であると考えれば、その情報発信を効果的に行うことは、議員ご指摘のとおり非常に大切であるかと存じます。

ご指摘の定住ビジョンを作成し、住民の皆様方がまさに求める情報を的確に伝えるというこ

とができるように、今後は更に努力を積んでまいらせたいとこのように考えております。

4 点目の「定住対策本部の設置」についてでございますが、その本部機能がまさしく今設置しております「定住対策課」ではないかと思っております。広範囲な取り組みや多様化をしてまいります行政課題に柔軟に対応してまいりますために、積極的に組織横断的なプロジェクトチームを立ち上げ対応してまいらるべきではないかと、このように理解をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます、平田議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思っております。

3番（平田文夫）

ちょっと再質問をさせていただきます。所管の課長さんは趣旨に沿った答弁を町長に伝えてください。

私が、平成22年第1回定例会において町長にこう問うとるわけです。町長はこの隠岐の島町をどのような“まち”にしたいのかと、そこで町長は、私は何とか地域に雇用の場を確保しよう、魅力ある“まち”にしよう、あるいは島を活性化に導こうという強い思いがあり、それには観光を全面に押し出し地元の農林水産物を活用した食の提供や、特産品のブランド化等、島の地域資源を活かしながら、さまざまな産業を創出し再生を推進すると答弁をしております。また、若者が安心して生活できる隠岐の島町にするためには、雇用の場の確保が最も重要であると述べております。

では町長、この3年間どのような産業を創出し、新たな雇用の場が確保されたのですか。そして、今回の定住ビジョンを考える中で、今回の企業支援策はどのような経緯を経て決定されたのですか。

そして、町長は地域が疲弊していると発言しておりますが、なぜ疲弊しているのですか。税収ですか、それとも失業率ですか。税収は3年間横這い、結果とすれば人口が減ったということが大きな問題であるわけです。そして失業率、私は調べて見ました。20年度は0.65、21年度は0.61、22年度は0.65、23年度は0.67、そして昨年3月は0.76、全然影響されていない。そういうふうなことを踏まえても、何が原因であったかということを検討されたのか。

そういうことを、どこで議論したのか。そのことに対してご答弁願います。

番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたします。

平成22年3月の一般質問の私の答弁でございますが、「町長は隠岐の島町をどのような“ま

ち”にしたいと考えているのか」という質問に、私は何とかして地域にまず雇用の場を確保しよう、そして魅力ある“まち”にする、そしてまた活性化をさせて行くべきだと、このように強い思いがあるということを申し上げたかと思えます。

これまでも、度々言われてまいりましたが、やはりこの日本の国そのものが、ここまで疲弊をしてまいりますと、何とか今、800万人程度の観光客、外国人入国者を3,000万人までにしようということで「観光立国」ということを国も掲げておりますが、私たちがそういった中で、地域もやはりこの“観光”を基軸とした、“観光”を全面に押し出し、地元の農林水産物を活用いたしました食の提供でありますとか、あるいは特産品を増やし、ブランド化を図るなど、島の地域資源を活かしながらさまざまな産業と連携し、新たな産業の創出や再生に努めてまいらなければならないと申し上げておりますし、その気持ちは今も変わりません。

そして、今議員仰せのように、若い方々がこの島で安心をしていける、生活できる隠岐の島町にするためには、まず、働く場所の確保をどうして行くか、これが最も重要でないかと。まさに議員仰せのとおりであります。

この3年間でございますが、観光におきましては、まずツアー企画商品、「春・隠岐」でありますとか「秋・隠岐」の開催をする。そして冬季間の航空機ツアー、今行っております名古屋からのチャーター便等によりまして誘客促進活動を展開させて頂いて来たところであります。

世界ジオパーク認定につきましては、先般はかないませんでした。年が改まって今年秋までには何とかなるのではないかと。先般も所管の係長が申し上げておりますが、隠岐の貴重な資源を活用した旅行商品の造成や、また映画「渾身」のロケ地巡りなど、新たなコンテンツを活かしたツアーでありますとか、あるいはフィルム・コミッションによりまして映画・CMの誘致も今進めてまいろうとしているところであります。

農林水産物の活用につきましては、「隠岐そば」の提供や「藻塩米」、あるいは「原木しいたけ」「隠岐イワガキ」のブランド化を今進めようといっているところであります。

また、牧野整備によりまして繁殖牛の増頭にも力を入れているところでございます。豊富に存在をいたします森林資源を、もう一度活用策を考えまして「木質ペレット」の検討や食用とならない海藻の飼料化などについても今検討を進めているところでございます。

雇用の場の拡大につきましても、国の緊急雇用対策事業の実施や新卒業生徒を採用した地元企業に対する補助金制度等も実施をしながら、若者の定住にぜひ結び付けて行きたい、こ

のように考えて対策しているところであります。

一つひとつの施策を丁寧に積み上げながら雇用の場の確保と若者定住につなげてまいりべきだと、そのためには過去を十分に反省をし、検証をしながらどうやって対応して行くかということを考えて行かなくてはならない。まさに議員仰せのとおりかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番(平田文夫)

先ほど町長は、野菜・魚、では町長、この野菜とか魚の自給率をご存知ですか。

また、自給率の目標を掲げてどのような場で施策を検討し、その施策を展開をしているのをご存じますか。

そして、町長は今回はプロジェクトを立ち上げるんだと、では隠岐の島町の外郭団体、町長の政策の方向に同じくして進んでいるんですか。商工会、どんな活動しているんですか、町を見てくださいよ、町は疲弊しているのではないですか。そしたらプロジェクトを立ち上げて共にワークショップを開きながら、意見を交換しながら、どういう商品を作って行くのか、作品を作って行くのか、そういうふうなことが全然見えないではないですか。

前回、私は海士町に行きました。海士町は、農協は行政の邪魔をしている、農協に依存して農業政策を遂行したら“まち”が潰れるとはっきり言っているんですよ。

しっかりした“まち”の思いというものを外郭団体に示して各団体とプロジェクトを組んで、この町の住民の皆さんが将来安心して暮らせる、そういう施策を展開する必要が求められておりますが、町長はどのようにお考えですか。

番外(町長松田和久)

平田議員の再々質問にお答えをいたしたいと思ひます。

今、過去を振り返ってみているわけですが、過疎法ができたのが昭和43年ぐらいですか、辺地総合整備事業という事業もできました。これを一つひとつ考えると、いろいろな取り組みをしてまいったかと思ひますが、ことごとく、これは功を奏したとは言ひ難い。それは隠岐の島町だけでなく全国各市町村がそうだったんです。

今、日本の人口そのものが1億2,800万人からずっと下がってきておまして、あと50年もすると1億を切って7,000万人になるとか、いろんなことが言われております。そういうような対策はとっておりますが、しかしながら人口は減少して行くという中で今、国もあえいでいるし、市町村も苦しんでいるという実態であります。海士のお話をされましたが、確かにいろいろな問題があります。

私は、JA がどうこうと言うつもりはありませんが、水産業の振興にも町挙げて取り組んで行かなくてはならないということで、実は、今日 8 時 45 分から船舶の運搬船の入札をやりました。これは町が事業主体になってやらないと、もう漁協まかせでは思うように行かないという思いで私も取り組んでおります。

各町村には各町村のいろんな実態事情がありますから、その辺りが全体的にグレードを上げていくためにはどうしたらいいかということで、各課長が中心になって一生懸命に各部門別にいろんなことを対策をとって来ておりますが、それがなかなか思うように行かないというのが実態ではないのでしょうか。

そういう中で、もう少し若い人が定住する、定着するような政策を伸ばしながら少しずつ前向きに一步一步前進させて行く以外は方法がないというように考えております。

なかなか議員が仰せのように、じゃあすぐにこうなるというものでもございません。その辺りは、均衡ある発展につなげて行くために、いろんな施策をいろんな角度から取り入れてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

3番（平田文夫）

時間がかかるということですが、私は 3 年経って質問しているわけです。そういうことを踏まえて頑張ってください。

次に、産業振興について町長の所信を伺います。

町長はことあるごとに本町は、第 1 次産業を基軸に“まちづくり”を推進すると訴えております。農業、特に野菜では、生産者の高齢化と後継者不足で生産率は低下し、高い運送費を含んだ本土の生鮮野菜の購入費用が島外に出ていることは、島内経済の循環にとってマイナスになっております。しかし、離島独特の気候風土もあり、通年通して島内で安定した生鮮野菜の供給は難しいのが現状であります。

そこで、旬の味に近い美味しい野菜を通年通して供給でき、完全無農薬による美味しい品種の選択、計画的に生産され地域の消費動向に合わせた生産調整が可能となり、地域の雇用促進によるコストの低下等、隠岐の島町においても最も適している生産方法は、町が抱えている学校施設の需要というのがまさに求められていると思うが、町長は学校の未利用の施設を利用した生産方法を考えるお気持ちがないか伺います。

次に、漁業は最も重要な産業にもかかわらず、水産資源の減少、島内外漁業者等による乱獲、漁業従事者の高齢化と減少などにより漁獲が激減し、魚価の低迷や燃油高騰によるコスト増の影響もあって、広大な水域からの良質な食料を安定的に供給する等の役割を果たして

ない現状であります。本町の定住にも極めて大きな問題であります。

そこで、農林水産省が推奨している第6次産業化を導入し、産・学・官が連携して、若者や子どもが集落に定住できる社会を構築するためにも、漁業生産と加工、販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進することが求められていると思うが、町長の所信をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の分割質問2点目の「産業振興について」のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「町内の未利用施設を有効活用した生鮮野菜の生産について」のご質問でございましたが、私は本町の第1次産業の振興はもとより、食の安心・安全を考える上で、地産地消を推進していくことは極めて重要なことであると認識をいたしております。

施設内での生鮮野菜の生産につきまして、関係機関等に問い合わせてみましたところ、人工光や空調設備の自動制御によります栽培実験が、既に県内でも開始ということでもございました。これはご案内のように、千葉県や埼玉県など東京近郊の都市が具体的に取組んで生産体制に入っております。島根県でも一部そういうものを導入をしている。要するに土を使わずに野菜を作るという栽培です。

この技術を用いれば、議員ご指摘のとおり天候に左右されない安定的な生産や、農薬を必要としないことなど、多くのメリットがあるとのことですが、一方では施設の導入費や維持管理費面等、普及にはまだ多くの課題や問題を抱えているとも聞いております。

今後、システム導入の実現性につきまして、県内のモデル施設の成果や他地域の動向に注視してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

2点目の「6次産業化を導入し、産・学・官の連携と、漁業等地域資源を生かした新たな産業の創出について」お答えをいたします。

水産業は本町の核と位置付けられる産業でございますが、漁業就業者の高齢化、燃油価格の高騰等などにより、更に直接、境港への出荷ができない沿岸漁業者には大変厳しいものがあるかと思えます。加えて、このような豊かな水産資源に恵まれていながら、島内に年間を通し稼働する大規模な水産加工場が整備されていないことから、漁獲量の大部分を本土に生鮮出荷せざるを得ない状況にあることも事実であります。

このため、私といたしましても水産加工品の製造施設は、魚価の向上や雇用を確保して行く観点からも是非必要であると私も考えております。

そこで、新年度では、水産加工品の製造ノウハウを有する隠岐水産高等学校を始め、JFし

まね、あるいは本土の研究機関等に広く呼びかけながら、新たな水産加工品の開発、販路拡大に向けての啓発活動に取り組んでまいりますための予算を、新たに計上をさせて頂いておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

そして、将来的には、その隠岐水産高等学校に特化をいたしましたブランド加工品を製造できるような施設の整備を目指してまいりたいと考えていますので、是非ご理解を頂きますようお願いをして、私の答弁とさせていただきます。

3番（平田文夫）

再質問をいたします。

投資は伴うんだと、だけど隠岐の島町には42億の基金が積まれているわけです。今やらずして何時やるんですか、前回海士町に視察に行きましたが、やはり借金は返す。それは当たり前の話ですが、借金を先送りしてでも今やるべきことはあるということですよ、それは「雇用」、そういう場を作って、海士町は施設を造って、そこで展開をしてもらうんだということをやっているわけです。そういうことを踏まえて、隠岐の島町の皆さんが所得が増える展開をすべきであると思いますよ。このまま傍観していたら10年先の人口は何人になるのですか、また3,000人減った、そしたら12,000人じゃないですか、そういうことは危機的な状況だという考え方を持って、隠岐の島町は将来住んで安心できるんだというふうな“まちづくり”をすべきであります。

先ほど私言いましたが、ここに資料もありますが、こういうふうな学校で生産しているわけです。そういうことも庁舎内で議論すべきだと。そしてもう一例、これは秋田県にかほ市旧釜ヶ台小中学校の廃校舎で野菜を加工している食品加工工場の「いわぎの母ちゃん」、6,000万円で改築し20人の雇用をしているわけです。そして1年後には売り上げ2億7,000万円を目指す、そういうところもあるわけですよ。

皆さんが日々、安心して生活できる“まち”をつくるためには、そういうふうな展開をして行くことが求められて行くと思いますが、町長の所信をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたします。

各町村には、いろいろな事情があると思います。私はこの隠岐群島4か町村の中で、隠岐の島町というのは島を代表する町であると、このように自負をいたしているつもりであります。他の町村にない行政需要が多岐にわたり多くあると思うのです。そういう中で、あらゆる部門別にバランスのとれた整備が必要である、拡充が必要であると、このように考えてお

ります。

各課長はそれに向けていろいろな取り組みをやり、いろんなことを総合的に調整をさせながら、いったいどのような形でバランスある行政体にして行くかということが課題であると私は考えております。

そういった中で何回も話しはしておりますが、合併10年がもう間近に控えております、10年すると交付税が一本算定になる。そうやって来ると将来的には本町の税収に近い交付税の減額、そういったものが見え隠れしている中でどうしたらいいかというのが、私どもの町の大きな財政的課題でもあります。そういった中で、いかに活性化させて行くかということが私は大事であると、そういう観点の中で国に対しても要求すべきは要求して行く。

やはり皆さんが安心して生産をする。そして胸を張って本土と競り合っていくような環境をするためには、やはり離島航路の低廉化対策を避けてはとれない。これは私どもの町だけではありません。全国離島がそうです、そういう中でそういうものに取り組みながら、何とか頑張っていきたい、定住対策も進めていきたいという思いで取り組んでおりまして、決して無策で来ているとは考えておりません。どうか、その辺りをご理解頂きますようお願いいたします。

3番(平 田 文 夫)

町長の思いが出ておりますが、私は町長のやっていることが駄目だとは言っていないわけです。将来を見据えた“まちづくり”が今求められていると、確かに借金を返すことも大切、でも今やるべきことが他にあってはないかと私は思うわけであります。定住だけの発信ではなく、この隠岐の島町は町内だけのいろんな発信ではない島外へいかに発信していくか。それには技術も必要なわけです。

先ほども申し上げた、産・学・官の連携、これはノウハウもあればテクニックもあるわけです。最終的にそのテクニックはどうするかということは、将来につながる研究結果が出て来なければならない。また、将来に想定されることが出て来なければならない。そして一番大事なのは、“ひと”の重要性、次の担い手を育てることが目的でなくてはならない。そういうことを踏まえた議論を私はしてほしいと、そういう方向で議論をしてしっかりとした施策を展開してほしい。産・学が連携をし、それを見つめた官が支援をする。そういう方向性がしっかりとて確立されれば、この“まち”はまだまだ良くなる可能性を含んでいると思いますが、町長はそこら辺をどうお考えですか。

番外(町長 松 田 和 久)

再々質問にお答えをいたします。

私も決して諦めるつもりもありませんし、地域の各企業や関係生産団体と一緒にしながら、どうしたらもっともっと前向きになるかということを考えて行きたい。

そういうことを、改めて考えながら、産・学・官の連携の中でもう一度“まちづくり”を考えて行こうということで、実はある企業も、もうちょっと難しいから辞めようかという施設もあるのですが「ちょっと待て」ということで、予算も改めて付けさせております。

そういうことで、皆さん方をお願いをするような予算も挙がってきております。そういう中で、何とか頑張っていきたいと考えておりますので。

実は、やはり“人づくり”が大事だ。役場も一緒です。先般も課長会で申し上げましたが、自分の課のことだけでなく各課長が、この“まち”がどうあるべきかということ、もっともっとフランクに語り合えるような開かれた課長会であるべきだと、俺だったらこうしたいというようなことを提案するような課長会であってほしいとお願いもしております。そういうことでも新年度からは、もう少し元気の良い課長会にもして行きたい。そのことが人材育成や職員のやる気にもつながるだろうとこのように考えまして、今朝も3課で朝礼もして来たような次第でございまして、精一杯頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（池田信博）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

それでは、通告しております2点について質問したいと思います。

まず、1点目の「がん患者に対する支援について」町長の所見を伺いたしたいと思います。

国立がんセンター・がん対策情報センターの資料では、がんの生涯リスクの推計値は男性54パーセント、女性41パーセント、日本人の2人に1人が「がん」になるといわれております。更に、平成19年の人口動態統計では、全死因に対して30.4パーセント、実に3人に1人が「がん」で亡くなっており、継続的な医療を受けている患者数は全国で152万人とされているそうであります。

国におきましては、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年4月にがん対策基本法を制定し、1つに、がんによる死亡者の減少、2つに、全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減、療養生活の質の向上をすることを目的として頑張っております。

「がん」は早期発見、「がん」に関する研究等、臨床研究にかかる環境整備など個別目標を定めて取り組みを強化しているとのことではありますが、「がん」という病気のことでもありますので、個人のプライバシーのこともあり、本町における患者数は承知はいたしておりませんが、隠岐病院においては患者さんや家族に対する相談支援や情報提供をするために「たんぼぼ」というグループが活動されているということでもあります。

しかしながら、放射線療法や化学療法など本土の医療機関での定期的な治療を余儀なくされている患者さんもおられるとのことであり、定期的な治療のための医療費や交通費など、精神的・経済的負担となっているとのことでもあります。

定期的な治療をしないと生命に関わることであり、この島で暮らして行くことができないわけであります。「医療費は仕方ないけどホテル代や船賃は本当に大変だ。町は、あげな披露宴に出す金があったら、町民の生命に関わるようなことに税金を使うべきだ。町長や議員は何をしごやか。」と、このように言われまして、私も反省をさせられたところでもあります。

本町では、ハイリスク出産に対する本土での出産に対しては、妊産婦とその家族の精神的・経済的負担を軽減するため支援することといたしました。また、人工透析患者さんの通院のための交通費も助成して安心して暮らせる“まちづくり”に努力していることは感謝はしておりますが、隠岐病院が新築をされてもがん患者さんに対する放射線療法や化学療法、そのような治療は困難であります。

そこで質問であります、このような本土での定期的な治療を余儀なくされているがん患者さんに対しても、精神的・経済的負担を軽減できるよう何らかの支援をすべきと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、高宮議員の分割質問1点目の「本土での定期的な治療を余儀なくされている、がん患者の方々に対する精神的・経済的負担を軽減できるよう支援すべきではないか」というご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

がん患者の方々はもとより、難病など島外での治療や検査を必要とする住民の方々の心身の苦悩は、とても推し量れるものではなく、加えて医療費や交通費・宿泊費の負担は大きいものがこの離島ではあると思っております。

これは度々、離島振興協議会の場でもそのことが言われております。精神的な支援といたしましては、がん患者の方々の集まりであります「がんサロンの会」への参加や、広報活動の支援等の側面的な支援をおこなって行かなくてはならないと考えております。

また、経済的な支援につきましては、離島では、人・物の移動にかかります費用の低廉化が喫緊の課題となっております。そういった現状を踏まえ、私は先ほども申し上げましたが、常々、全国どこに住んでいても、都市間の移動については国民等しく同一の負担であるべきであり、離島であるがために医療を受けるための特別な経費は、国が本来負担するべきものと考えており、全国離島振興協議会や国へ、その折々に訴えて来ているところであります。また改正離島振興法の制定時には、意見書も提出させて頂いたところであります。

このような中、国は改正離島振興法におきまして、離島活性化交付金制度を新設し、離島であるために受けることができない医療、例えば産婦人科医師の不在な離島においては、妊婦健診や出産などにかかります交通費、宿泊費の助成制度を新年度から新規事業として今検討されようとしているところであります。

今後は「がん」でありますとか、あるいは「がん」以外の難病の患者の方々に対しましても、拡大してこういった制度が利用されるように、国当局に力強く働きかけてまいらなくてはならないとこのように考えております。

そういった中で、各町村、隠岐の島町としてもどうあるべきか考えて行くべきではないかと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

9番（高宮陽一）

少し質問いたします。

町長が、国に対して離島振興協議会等でいろいろ活動されて、少しずついろんな形のもの解決している、こういうことについては感謝いたしております。

先ほど町長言いました、私は隠岐の島町長としてどうするかということを知っているわけで、先ほどの答弁では、国はこうだが、自分はこれから考えると。その考えを聞きたいわけであり、そのための質問です。そのために通告したわけです。

私は、別に国の大臣とか、内閣総理大臣には質問はしてはおりません。隠岐の島町長として、松田和久がここで何をするかということを知っているわけですから。そのことについて今考えて行くべきだと言うことですが、私は、妊産婦の場合国がどうのこうののではなく、この島で出産をして行くためにはどうするかということで、本土での出産に支援をして来た。また、人工透析についても、これはどうしても透析を受けないと命にかかわることだということで、バス代に相当する分を通院として負担をして来たということがあつたわけですので、例えばこの「がん患者」についても離島というハンデ、これはまず、隠岐の島町長が考えて「何とか支援しようではないか」と、船賃でも支援することによって経済的負担が軽減でき

るのではないかと、私は聞いているわけでありまして、そこら辺りについて、町長も少し踏み込んだ考えがあればお聞きしたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

高宮議員の1点目の再質問に、お答えをいたしたいと思います。

隠岐病院の整備をいたしまして、そして今までは「がん」といったらすぐに本土へというのが通例でしたが、これも隠岐病院でできる「がん手術」も相当拡大されて来ているように伺っております。隠岐ではどうしてもできないという患者については、本土で治療を心がけて頂かなくてはなりません。

初めの質問で、例えばくだらん補助金は止めてということですが、昨日も結婚式がありまして行きましたら、「いい制度だ」という意見もあります。こういったこと、見方、考え方によってはいろんなことがあると思うのです。

ですから、財政的にこの助成制度が拡大できないような状況であるとするならば、良かれと思ってやって来たことでもそれよりももっとこうあるべきだということがあるとするれば、そういった補助金の制度ももう一度見直しながら方向を出して行くべきではないかと思えます。

その辺りは、財政当局とも十分に協議をしながら、私は1年、2年ですぐに止めるようなそういう施策、政策は取らない方がいいと思います。やるのなら5年間ぐらいはやって行くという形かと思っておりますが。

そういう中で、新たな制度を創設することによって、財政がまた混乱するようなことまいかと思いますので、その辺りはバランスある改革につながって行けるように、今後は考えて行かなくてはならないかと思えます。

今までやってきたいろいろな助成制度、その時にはそれでよかったかも知れませんが、これはどうもおかしいというものがあるとするれば、全課・全職場で点検をしながら、本当に有効な、こうして高齢化社会の中にあってどうあるべきだというものを改めて構築しながら、そういった方法を考えるのも一つかと考えております。

そういうことで、前向きに一つ改善も含めて考えさせて行きたいと思えますのでよろしくお願いしたいと思います。

9番（ 高宮陽一 ）

昔を振り返って、補助金とか制度を整理してということですが、別にここで議論するつもりはございませんが、例えば「孫抱き交付金」についても29人と30人を区別することがいけ

んと。経済的なことも考えるとそれも一つの方法だということは理解しておりますが、ただ、29人と30人で区切るから不公平の最たるものだと言って来たわけであります。

先ほどの答弁で、私は経済的なこともあるかも知れませんが、「やらないよりはましだ」ということだと思います。しかし、こういった病気のことについては命にかかわることです。人工透析も透析を行わなかったらその方は危険がある、がん患者の方も放射線治療をしないと命にかかわる、これはどうしてもやむを得ないことです。そういった部分は、離島といったハンデの部分で町長としてやはり考えるべきではないかと。少し前向きな答弁がありますが、ここで結論は出ませんが是非、次の議会ぐらいには整理をされて、せめて命にかかわることについては何らかの支援をすべきだと、私はこのように考えますので引き続いて検討をお願いしたいと思ひまして、次の質問にしたいと思ひます。

次に、第2次行財政改革の見直しについて伺います。

平成16年の町村合併以降、天の声として平成21年度までの5年間、第1次行財政改革に取り組んで来たところでありますが、その効果額は5年間で13億9,000万円余り、後年度に継続した効果額と合わせますと21億8,000万円余りでありました。

申し上げるまでもなく、その主な内容は、職員の早期退職や給与削減によるものが17億3,000万円余りで実に8割を占めており、あとの5億5,000万円余りが事務事業の見直しや施設管理費の節減によるものでございました。

本町では、引き続き平成22年度から26年度までの5年間、第2次行財政改革を進めることとしておりますが、22年度の効果額は、職員の早期退職や給与削減によるものが1億4,000万円、公有財産の売却が600万円余り、そして先日、ようやく報告のありました23年度の報告書では、効果額も人件費削減と職員の早期退職によるものが9,600万円だけ、更には、依然として改革の進んでいない項目も存在しているのが現実であり、改革を進めようという気迫が薄れてきたのかと感じているのは私だけではないと思ひます。

行財政改革によって町の財政状況は幾分か改善されたと聞いておりますが、残された25年、26年度の2年間をどう取り組むのか、その姿が全く見えない現状であります。

今議会初日の町長の施政方針では、大綱に掲げた「公共サービスの改革」、「行政運営の改革」、「財政構造の改革」の3つの改革を実現すべく、具体的な取り組み内容やスケジュールを明らかにした実施計画に沿って改革に取り組むと申されましたが、本当に、その言葉が信用できるのか、現状から見ればその言葉は信用できるものではありません。

公共サービスを維持していくため、町長を先頭にして、行革という名のもとに職員は早期

退職を余儀なくされ、更には約 10 年間に渡っての給与カットに協力し努力をして来たと思っております。

しかしながら、このような中であって、町の外郭団体では、どんどん経費の無駄遣いが行われ、例えば教育文化振興財団では基金を取り崩す一方、株式会社あいらんどや農業公社では追加の補助金を要求し、指定管理者制度の公の施設は休業が相次ぎ、GOKA 温泉も設備の修繕や燃料費の高騰により運営経費もどんどん増額となっているのが現状であります。

また、公設民営の福祉施設などにおいては、余剰金を積み立てている現状もあり、まさに、“母屋でお粥、離れですき焼き”の状態であります。

2 次計画では、外郭団体について「設立の目的やあり方を精査し、行政との役割分担を明らかにするとともに、運営状況等について明らかにする。情報公開する。」としておりますが、未だに内容は明らかになってなく、手が付けられていないのも現状であります。

私は、一貫して行財政改革は単なる人件費総額の削減でなく、事務事業の見直し、事業の取捨選択をすべきと申し上げてまいりました。職員の早期退職や給与削減は、職員のやる気を喪失させ、ひいては購買力も低下し、地域の活力もなくなってしまう、こういったことでありました。

新年度の当初予算にもあるように、多くの施設の修繕費が計上されております。将来はまだまだ多くの施設も老朽化し、莫大な修繕の経費が必要となると思います。今一度、真剣に改革を進めるためにも、思い切った事務事業の見直し、事業の取捨選択をすべきと思いますが、どのように改革を進めるのか町長のお考えを伺いたいと思います。

また、先日、本年 4 月の職員配置計画が説明されましたが、その目的やメリット・デメリットについてはなんの説明もなく、単なる職員削減に合わせた課・係の統合であるように見受けられました。

どのような目的で、課・係の統合をしたのか、また、支所はどのような機能とするのか、関係する地区への説明もあります。更には係長を中心とするワーキンググループにも意見を求めながら、提案された事項についても何ら説明がなかったとも聞いております。

施政方針でも言われました、職員全員が積極的に“まち”の情報発信に努めると言いながら、なぜ、支所の組織変更について関係地区に説明がなかったのか、また、ワーキンググループへの説明ができないのか。言ってることとやってることは、以前からよく言いますが全く違っています。

「行政と町民が情報を共有して“まちづくり”を進める」「職員全員が積極的に“まち”の

情報発信に努める」と言うのであれば、4月に予定されている行政組織改革は、地区や関係者に十分説明をして実施すべきと思いますが、この組織改革について再検討する考えはないか伺います。

番外（町長 松田和久）

「第2次行財政改革の見直しについて」の分割質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、最初の「将来の財源確保に向けて、今後どのように行財政改革を進めて行くのか」というご質問についてですが、昨年の12月議会定例会における私の所信表明、そして新年度の施政方針でも申し上げておりますが、議員仰せのように役場本庁舎を始めといたします公の施設の維持補修費でありますとか、あるいは公共サービスをこのまま維持してまいりますための財源確保は喫緊の課題であると認識をしております、具体的な取り組み内容やスケジュールを明らかにいたしました行革実施計画に沿いまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

主な取り組み内容といたしましては、「民間力・地域力の活用及び活性化の推進」で民間でできることは民間にお願いをするということから、更なる各種業務の民間委託・運営を進めてまいりたいとこのように考えております。併せて、指定管理者制度の検証も実施してまいらなくてはならないと考えております。

また、計画に「総人件費の抑制」がございますが、私も退職勧奨や給与削減は、本来やるべきでない、本意とするところではなく新年度につきましては、これを一旦は実施しないということにさせて頂きました。しかしながら、その一方で、ご案内のように国家公務員の給与カットの状況や、交付税一本算定の状況等によりましては、更なる職員数の見直しや人件費削減も避けてはとれないのではないかと、このように心配もし危惧しているところでございます。

今後も厳しい財政運営が予想されるわけでございますが、できるだけ財源の確保にも努めてまいらなければならないと考えております。

次に、「4月に予定をされております組織改革を再検討する考えはないか。」とのご質問でございますが、職員配置計画につきましては、第2次行革の目標職員数でございます260名の達成に向けまして年次計画を作成し、平成25年4月の組織を計画いたしましたところでございます。

課、係の統合の目的でございますが、ご案内のように行政のスリム化と職員削減による人件費の抑制が大きな理由であったかと思っております。

ワーキンググループの意見でございますが、プロジェクト会議でありますとか、本部会議で協議をされまして、新年度中に事務分掌や組織を再検討し、平成26年度の組織に反映させるということで決定をいたしております、職員の周知でございますが、これについては各課で、職場で職員に周知をして行くように指示をしております、ワーキンググループへの説明がないと言いますが、全職員に説明がなされているということから説明を省略させて頂いていると私自身は理解もしておりますし、総務課長もそのように申しておるところであります。

今後は、説明方法について、こういったことで趣旨の徹底ができてないとおっしゃるならば、その徹底に努めて行かなくてはならないと反省をいたしたところであります。

また、新年度の職員採用につきましては、4月の組織を見据えての採用でございますので、これを今変更することは困難であると思っておりますのでご理解を頂きたいと、このようにお願いを申し上げ答弁にしたいと思います。

9番（高宮陽一）

再質問をしたいと思います。

組織改革ですが、先ほども答弁ありましたが、そのことは先般の行革の特別委員会でも総務課長の方にも申し上げました。ここであまり議論する気持ちはありませんが、ワーキンググループに検討を諮問したなら、ワーキンググループに対して説明するのが当たり前でしょう。それを本部で直に説明する、これは全く筋が違ってしまうでしょう。何のためにワーキンググループに意見を求めたか。意見があればワーキンググループに対して説明をするのが普通のルールではないですか。そういったルールが全くできてないから私は指摘したところで。

もう一つは支所の改革についても、なぜ地域住民の皆さんに説明ができないのか、支所をこれからこういう具合にしたいんだと言うことを。

町長いつも言ってる「出前町長室」とか「地域懇談会」、また「地域協議会」というのもありますよ。そういった意見を伺うということでもいろんな手法があるわけですが、初めの質問でも言いましたように、住民と一緒に情報を共有するといいながらも全くできてない。そういったことを私は残念だと。やるからには、説明をして理解をしてもらう。役場も一生懸命命血を流してきた、住民の皆さんも血を流してくださいとお願いをすれば、地域の人「しかたがない。あと頑張ってくれ」と、こういったような話になるとは思います。私はそのルールのことを言っているのです。

行政組織につきましては、スタートするまでまだ時間があるので、地域に対して

それなりに説明をすべきだと私はこのように思いますが、更に町長の考えを伺いたいと思います。

行革ですが、町長の答弁でいつも人件費総額の方はこうこうだということですが、やはり事務事業の見直しと事業の取捨選択です。先ほど私は外郭団体のことを申し上げました、町長にも少し見てもらいたいと思いますが、先般の2月22日の山陰中央新報です。

出雲市において15の外郭団体をいろいろ調査をしたわけですが、その中で24億円の余裕資金がありましたという新聞報道が出ていました。財政難にあえぐ市が多額の金利負担で資金調達をしている中、15団体に総額24億円近くの余裕資金があるということの矛盾を指摘されております。そしてまた、その外郭団体では取締役会や理事会が形骸化している実態が指摘をされている。そういった外郭団体にお金があるなら、それを市の方へ返して、市でもっときちとした仕事をしてほしいと、こういうのが指摘だと思います。

そういう部分では、隠岐の島町でも公設民営の福祉施設があるわけです。五箇の「ふれあい五箇」、「愛宕会」、都万の「高田会」、これら全てが公設で民営でやって来た。それぞれの法人が3つもあるわけです。行政は統一されました、こっちも統一すればいろんな経費が浮いてくる、そしてそのことによって施設の修繕は自分たちでできるということになるのではないかと。片方では一生懸命余剰金を積み立てておいて、修繕になれば役場に修繕費を出してくれということが言われるわけですので、やはりこころ辺りのことは外郭団体についてもしっかりと。初めの平田議員もありましたように、民間にお願いするんだといっても、そこには行政の考え方をしっかりとと言われて、民間もそのことをしっかりと理解をして、町民のための福祉や生活をどうして行くかということでもありますので、そこらのことについては十分にやって頂きたい。ある意味では農業公社も五箇と都万を合同しました。じゃ福祉施設もそれでもいいではないかという考えもあろうかと思いますが、こころ辺りについても再度答弁をお願いします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の再質問にお答えをさせて頂きたいと思いますが、このルール化ができてないのではないかと、ワーキンググループに意見を求めていながら課長会で課長に言って、職員に言ったからそれでいいというのはおかしいのではないかと、また各支所の改革にしてもこれではいけないうら、支所の管内の地域の皆さんに説明ぐらいあって然るべきではないかと。聞いたら「広報で流しましたので」これはまずいと思いますので、今後はこういったことがないように、それは当然、要請したら要請先に回答すべきですし、これについ

では早速、次の課長会で趣旨の徹底に努めさせてまいりたいと思います。

次に、行革でございますが、私も議員の質問の中に“母屋でお粥、離れですき焼き”こういうことはあってはいけない、役場の職員に汲々として給与カットまでしている私にしてみたら、そういうことがあるとするならばこれは極めて不合理なことだと思っております。

財政課長は非常に厳しいクールな目でいろいろ指摘もして来ておりますし、今ご指摘のあった外郭団体の統一化の問題にしても、まさしく私もそういうことがいえるのではないかと思います。その辺りにつきましては、今そういう実態になっておりません。十分にもう一度見直しをする中で、そういった余裕資金が内部であるということがあるとすれば、今までも繰越金が多いではないか、これは少し減額すべきだということで議論してもらっている部分もあるのですが、こういったことについては、内部調査をもう少し徹底してそういうことのないように、母屋も離れもみんな同じ気持ちで取り組めるように努めさせて行きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

9番（高宮陽一）

少し検討して見るということですが、しっかり検討してほしいと思います。

最近でもそうですが、社協が宅配弁当を止めると、じゃ何のためにやってきたのか、じゃ社協は何なのかということになります。

それから、学校給食にしても米飯給食、農協があれだけ自分の所でやらせてくれと言っておきながら儲けがないから辞める、地域に貢献しないのか、子どもたちに貢献しないのか、こういうことも私は言いたくなります。やはり、みんなして子どもを育てることが必要ではないかと、このように考えております。

外郭団体が、しっかりと隠岐の島町民のためになるような形になればいいと思っておりますので、要望を言っただけではいけないということですが、それ1点申し上げて私の質問を終わります。

議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の質問を終わります。

ここで、11時05分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時51分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時05分）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、13 番：池田賢治 議員

13番（池田賢治）

通告いたしました3件の質問について、町長の所信をお聞きしたいと思います。

まず、1点目の地場産業の振興についてであります。

今年2月の全員協議会が開催された中で「隠岐の島町の施策課題に対するための決議」に対する状況説明があったわけですが「地場産業及び観光産業の振興と雇用創出策の推進を図る」具体的な取り組みの施策について、町長の所見を伺いたいと思います。

農協、森林組合、漁業組合及び畜産業者といった農林水産畜産業に係る団体等は、隠岐の島町の農林水産畜産物の生産・流通や生活向上等の面で大きな役割を果たしており、町における地場産業が持続的に発展していくためには、これら関係団体等の健全な経営・運営を確保することが不可欠であり、関係団体自身が経営・業務運営面での問題点を的確に認識し、対応策の検討・実施につなげていくことが重要であると考えます。説明を受けた新年度予算の中での取り組みにおいて、農業の振興については、「隠岐の島町地域農業再生協議会」・「隠岐の島町農産物等の流通を考える協議会」及び「人・農地プラン作成事業」等を設置し、農業経営支援事業を活用し経営指導、施設整備、就農支援、販路の拡大を図って行くと言明を受けております。

林業の振興については「森林整備計画」に基づいて「木質ペレット製造設備整備事業ワーキンググループ」・「木質ペレット製造設備整備事業検討委員会」を設置し、森林整備地域支援交付金を活用して、木材の生産と需要拡大及び島外出荷の促進に取り組んで行くこと。

水産業の振興については、「水産業振興計画策定委員会」を設置し、離島漁業再生支援交付金を活用して、各漁業集落の自主自立の経営安定策を推進し、生産力の向上と種苗放流による資源の増殖と販売促進を目指す。

畜産業の振興については、「耕種農家や畜産農家などによる耕畜連携組織」を設立し、繁殖牛の増頭計画や繁殖牛生産農家を始め企業参入者に対する支援、飼料用米の生産と飼料用稲(WCS)の生産体制の確立に努めて行くというような4点の説明を受けたわけですが、こういった地場産業である第1次産業振興のための取り組みについての概略は掲げられておりますが、地場産業を今後保護していくのか、強くするのか、はっきり見えていないように思われます。

私は、農林水産畜産業のそれぞれの分野がそれぞれの組織や協議会を設置するのではなく、これらは皆、緊密に関連する産業であると考えれば4分野が一体となった基盤となる組織体制を編成し、平成28年度から約2億円、平成33年度には約4億円の財源不足を生ずる中期

財政計画を見据えた地場産業の今後の在り方を、この機会に根本的に考え直すことによって雇用の場の確保、観光産業の振興、しいては地域の活性化につながるものと考えますが町長の所信を伺います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の池田議員の分割質問1点目の「地場産業の振興について」のご質問にお答えをいたします。

本町の基幹産業である農林水産業を一体的に発展させて行くためには、農業、林業、畜産業、漁業に携わるそれぞれの方々が、共通した認識のもと、お互いに知恵を出し合い、長期的展望に立った取り組みを進めて行くことが肝要ではないか、そういったことが非常に大切であると私も考えております。

このような中で、平成20年に隠岐における農林水産業全般の振興方策等について幅広い意見を交換し、関係者の意識統一を図る組織が必要であるとの認識から、本町を始め農林水産業関係機関、県も入っております、団体等が参加をして、「隠岐農林水産業振興懇話会」が設立をいたしておりまして、島内の第1次産業全体の振興に向け取り組んでいるところでございます。今春にも、そういった会議でいろいろ議論がなされておりますのでご紹介をしておきたいと思っております。

今後、本懇話会において積極的に議論を重ねてまいりますとともに、他の協議会とも緊密に連携を図りながら、本町の第1次産業が、これはもう基幹産業です、持続的に発展していけるよう取り組んでまいりたい。

先ほどの質問で保護して行くのか、強くして行くのかとありましたが、保護もして行かなくてなりませんし、更に拡大し規模の拡大を図りながら経営安定にも努めていくような体制を作って行きたいと思っております。

一本算定になると交付税が減ってくるという中期財政計画を皆さんにもお示しをいたしましたが、まさにそういった財源不足が将来出て来ることになるのであれば、更に先ほど来申し上げますようにバランスある財政計画の中で進めて行かざるを得ないということで、今後も進めてまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

13番（池田賢治）

再質問させていただきます。

先ほど、平田議員の町長の答弁の中に水耕栽培のことを言われておりましたが、今年の3月2日の新聞記事に「水耕栽培への除塩を必要としない」という記事が出ておりました。

仙台市の宮城野区が今取り組んでいる事業であるということですが、その中に農地普及の最大の課題は除塩であると、除塩しなければならぬけれど、野菜を育てて取り組みとして農家の5人の方が農業生産法人「みちさき」を4月からスタートしたということです。

町長が言われたように、土を使わず栄養分の入った培養液で野菜を育てると、約2.8ヘクタールの被災農地では、この高いビニールハウスの4棟の建築が進んでいるという話です。

この中で事業費約13億円の大半を、この財源については国・県・市が全て補助金で賄うということなのです。この中で、生産法人の方が生産から加工、流通まで一貫して手がける6次産業を目指して、全国のスーパー等に交渉中だということです。平成27年度には売り上げを3億5,000万円、そして平成31年度までには単年度の黒字化を目標にするという点が載っております。

私がこの記事の中で最も注目したいところは、5人の方が会社を立ち上げ将来目標を立てて、しっかりとしたシュミレーションを行い、それを検証する行政側はそこでもって支援をしていくシステムができているのではないかと、それが近隣の市町村にも広まって来ているということです。

先ほど言いましたように、いろんな協議会とか組織がありますが縦の分野ということではなしに、町もかかわった中での横の組織体制を構築して行かなくてはならないと、そうすることによって今後の地場産業の発展、雇用の拡大とか、観光振興、地域の活性化につながって行くのではないかと思うわけですが。

ある言葉に、「第1次産業(地場産業)を失うと食を失う、食を失うと命を失う」というような言葉でありますように、産業の振興は、まさに現在これからやらんといけんという時期に来ていると思うのですが、町長に再度お聞きしたいと思います。

番外(町長 松田和久)

再質問にお答えをいたしたいと思います。

今、技術革命によりまして水耕栽培等が、特に東京の胃袋を支えるその近隣の地域を中心に、東北まで新幹線、実は仙台まで1時間40分近くで行けるような交通整備のできたあの辺りは、もう東京都の胃袋を満たすためのいろいろな生産が可能となっております。そういうような、交通整備の中でいろいろな取り組みがなされていることは事実であります。

ただ隠岐の場合には、離島地域の輸送費という大きな問題があります。そういうことを改善しながら、将来的には考えて行くべきかもわかりませんが、私は現段階では一足飛びにそうならないと思っておりますし、やはり農地、林地を有効に活用させて行くという中で、安

全・安心の災害に強い“まちづくり”に努めて行かなくてはならない、そのために、いろいろな協議会があるわけですが、もっともって協議会や各生産団体等が積極的な議論をあっちでもこっちでも沸き上がるような、そういうことに町や県の指導者始め、関係者がかかわっていく、そういう中で6次産業化どうあるべきかと、地に足のついた政策から取り組んで行かなくてはならないというように考えております。

農林、水産業懇話会等についても、そういったことを基本にしながら、今この地で生産されるものを、どうやって、どう食卓にのせることができるか、もう一度原点に返って、新たな組織づくりも昨年からはまっているというように考えておりますので、また一緒になって皆で議論しながら、新しい方向を模索して行きたいとこのように考えておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

13番(池田賢治)

地場産業振興については、今後もぜひ取り組んで頂きたいと思います。

次に、2点目の隠岐島民の入院患者及び緊急患者に対する医療用ガス(液化酸素)の供給を安定的に確保するため、隠岐航路による運搬について町長の所信を伺います。

群島型離島環境の中で、現在隠岐島の医療圏域における医療用ガス(液化酸素)の供給は、一般の民間貨物船での運搬体制により確保している現況であります。しかしながら、暴風波浪、波高が3メートル以上や豪雪に見舞われた場合、小型貨物船のため長期間の相次ぐ欠航により、医療ガスの運搬が困難となり入院患者や緊急患者への酸素の供給確保に支障をきたす恐れがあります。

このため、隠岐汽船としては運輸局と相談をして、貨物運搬車にシリンダー瓶、7立方メートルを積載しフェリー航路による運搬許可を頂き搬送を行っていますが、質量的には少なく、旅客船であることからリスクが高いものと考えられます。

隠岐島民の命と健康を守る観点からも医療用ガスを安定的に確保するため、液化酸素132立方メートルですが、これを7立方メートルに換算すると約18本位になります。これによる運搬整備について、隠岐航路欠航時における航空自衛隊並びに海上保安庁による運搬体制も合わせ、国である国土交通大臣への要望をするべきと考えますが町長の所見を伺います。

番外(町長松田和久)

分割質問2点目の「医療用ガスの隠岐航路による運搬について」のご質問を頂きました。

議員ご指摘の、冬季の天候不順時期において民間の貨物船による運搬体制では、液化酸素の安定確保が困難である、運搬体制について国へ要望活動すべきではとのことですが、隠岐

病院で主に使用されております医療用ガスは液化酸素でございます。

この液化酸素につきましては、隠岐汽船などの旅客船においては運搬することが実はできないことになっておりまして、民間の一般貨物船によります運搬のみと法的にそうになっています。

以前には、冬季の長期にわたる海上が時化で運航ができにくいなどのことから、本土からの搬送が困難となった時期もあったようございまして、隠岐病院の関係者が心配をした時代もあったことは事実であるかと思えます。

このようなことを踏まえまして、隠岐病院での対処についてお伺いをいたしましたところ、旧病院では約 20 日間分の使用量を確保していましたが、新病院になりましては酸素の有効活用が図られるように少し整備がなされまして、約 10 日間分の使用量が増量確保されることになりました。約 1 か月の使用量を確保されるようになったということでございます。

冬季の天候不順時の対応につきましては、日数的には使用量の確保が増えたこと、また緊急時には隠岐汽船の協力も頂くことができるようになりまして、非常用の 7 立方メートルポンベの搬送の許可を頂いて対応して行くことができるようになったということでございます。

しかしながら、離島であるがために諸問題や有事の際の対処につきましては、島前 3 町村も同じ問題を抱えておりまして、隠岐町村会の関係機関と協議をいたしまして、隠岐航路欠航時の対応を、島根県や国当局へ働きかけて行くことといたしております。

特に、全国では隠岐よりまだまだ厳しい医療環境の極めて劣悪な離島も数多くあります。そういう中で、この問題についてもこれまでも何回か話題に上がっておりまして、こういったことについても国土交通大臣の方にも要望して行く、また本町の場合には島根県当局にも要請を今後は行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申したいと思えます。

13番(池田賢治)

再質問いたします。

隠岐汽船の貨物でシリンダー(バラ瓶)ですが、この許可というのは隠岐汽船に聞いてみますと、その権限は広島の中運輸局長の権限だと。そこから 132 立法メートル液化酸素で運ぶということになれば、この権限については、大臣の権限だと言うことですので、国の方へ、管轄である国土交通省へお願いできないだろうかということなのです。

新病院になって 20 日分だったのが 1 か月分になったということですが、病院の院内の中でシリンダーとしてバラ瓶で供給できるのは、ポンベを増やして 30 日になったということですが、その本数からいくと 30 日分でぐるぐる回るのが空になると、それをどうしても本土に送

らないといけないと、そこで民間の貨物船が欠航になった場合は詰めてもらった分がこっちにかえて来ないということがあられるわけです。液化酸素 132 立方メートルを 4 本、5 本確保して、空瓶になった分をシリンダーに詰替えて病院の方へ供給しているということですが、こうなった場合、民間は駄目だということになれば隠岐汽船にお願いできるということにして行かないといけないのではということなのですが、今までの過去の例としてありませんが。

大臣の許可が必要ですが、そういうルートを作っておいた方が、今後なにか災害とか緊急があった場合に「島民の医療と健康を守る」といった観点と、また災害のこともありますのでルートだけは確保していた方がいいと思いますので、そのところでもう一度町長の所信をお伺いします。

番外（ 町長 松田和久 ）

再質問にお答えをいたしますが、この場合は政策を議論する場でありまして、この具体的な方法については今少し聞いて見ましたら、予備ボンベが約 10 日間、24 本分があると、その中で業者が 10 本分は余分に確保しております。ただ隠岐病院の方には液化酸素はタンクがあって 1 本は業者が余分に確保している、要するに大きく前進されて何かがあったときには、そのルートを作っておく必要があると思いますので、それについては国当局にも頼んで行けばいいのですが、そういうことで今のところは何とかことなきを得るような状況になっているということで、ちょっと詳細が分かりかねますので、その件につきましては今後更にこういったことが問題のないように、離島でも患者の皆さんにそういった不安を与えないような体制を確保するように努力してまいりたいと思います。

13番（ 池田賢治 ）

ぜひ、国の方へ、大臣の方へよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に3点目の、隠岐病院を隠岐の島町立隠岐病院へ移管、について質問したいと思ひます。

昨年5月に待望の新病院が新築開院となり、療養環境の改善、緊急搬送の充実、医療機能の整備等により町民が健康で安全・安心して暮らせる“まちづくり”に向け大きなスタートとなった年でありました。しかしながら、ハード面の整備は進みましたが、隠岐圏域の中核病院として十分に機能するためには、医師・看護師を始め医療従事者のマンパワーの確保が大きな課題であります。

現在、隠岐の島町より3名の行政職員が派遣され、広域連合より2名の職員が相互交流で派遣されておりますが、町においても中期財政計画の中で、平成33年度には職員数を223名に削減する計画であり、この状況で進めば人事面において互いに枯渇してしまうのではな

いかと懸念されます。

そこで、医師の確保を始め職員人事のスムーズ化、病院と診療所との薬品管理の統一化をSPDによる効率性、また訪問看護等効率的な医療体制を図るためにも、本年4月1日から施行される改正離島振興法の離島医療支援にかかる事業の施策に合わせ、町立隠岐病院への移管を今後検討して行く必要があると考えますが町長の所見を伺います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問3点目の「隠岐広域連合立隠岐病院を隠岐の島町立病院に移管できないか」と言うご質問であったかと思えます。

議員ご承知の通り、昨年5月に新隠岐病院が開院をいたしまして、隠岐医療圏の中核病院といたしまして体制が確立をいたしました。そして島民の皆様方にはある程度安心をして暮らせる環境づくりが前進したのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、医師や医療従事者の不足につきましては、これは隠岐だけでなく全国的な問題となっております。お蔭さんで隠岐はまあまあいい方で、本土の方は、また更に西方の方は厳しくなるというような現状が見え隠れしております。

本町においても同じようなことが今後も続くのではないかと、安定して医療サービスを提供できる体制の確立が私どもに取りましても、また隠岐広域連合に取りましても大きな課題であるかと思っております。

そこで、今定例会の初日に行いました平成25年度施政方針の中で、安定して医療サービスを提供できる病院を目指し、運営体制の見直しの検討を進めて行くという方針を述べさせて頂いたところでございます。

隠岐病院の町立病院移管問題につきましては、運営主体が隠岐広域連合でございますので、我が町の一方的な思いだけではできないこともありますので、隠岐広域連合としての考え方等、協議を重ねていく必要があるかと思えます。

安定した医療サービスを提供できる体制の確立には、医師や医療従事者のマンパワーの確保や、病院経営の財政上の諸問題等、さまざまな、不確定な要因がございまして早急に解決できる問題ではございませんが、隠岐の島町の医療行政において、最善の施策を実現してまいりますためには、町立病院への移管も含め、島根県を始め、関係団体機関による検討も必要ではないかと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

13番（ 池 田 賢 治 ）

再質問します。

病院の運営の問題ですが、以前には私の方も県の方へ隠岐病院が県立にならないかと要望したことがあります。新しく病院を新築するということもありましたが、県の方は県立にはできないと、ただし運営支援については県補助しますということで現在まで来て、隠岐病院が新病院になったということです。

財源的なことがありますので、少し触れさせていただきますが平成 23 年度の決算ベースで資本勘定の出資金は別にして、病院だけの運営費で 23 年度、一般会計からの負担金が全体で約 4 億 6,700 万円くらいあります。この内に、地方公営企業法で基づいた隠岐病院で、法律上に基づき町が出しているのが 4 億 5,000 万円、それ以外に約 1,600 万円が島根県の財政支援で頂いております。その中で負担金の裏財源となるものが普通交付税と特別交付税がありますが、これが 23 年度約 3 億 2,000 万円くらいあります。そうすると隠岐の島町の 4 億 5,000 万円から交付税の 3 億 2,000 万円引いても町の実質負担金は 1 億 3,000 万円くらいになるわけです。

今年度の当初予算で見ると、同じ考えでいくと全体で 4 億 9,400 万円くらいの町村の負担金を入れてもらっております。この内の町から繰出基準で基づくものが約 4 億 6,000 万円、県から財政支援で頂いているのが 3,400 万円、それに対する裏財源が、交付税が 23 年度ベースでいっても 3 億 2,000 万円の裏財源があると。差引すると町の実質負担金は約 1 億 4,000 万円くらいだと、大体 1 億 3,000 万円から 4,000 万円くらいの町の実質負担金になるということです。財政的な波も含めて、県の支援はどうするのかということも協議して行かなければならないかと思いますが、そこらのことを考えながら今すぐということは難しいかも知れませんが、今後の一つの大きな課題として「町立隠岐病院」ということについて、検討、協議して頂きたいと思いますが、再度町長の所信をお願いいたします。

番外（町長 松田和久）

池田議員の再質問にお答えいたしたいと思いますが、先ほど県立化についてお話がございましたが、実は県立病院への移管は県としてはできない。これは、私が旧町の助役時代に話がありまして、その代わりに新しくできる病院をやるためには 3 次医療を県が見ましょと、そのための広域連合を立ち上げようということで「隠岐広域連合」に県が参入して来たという経緯があったかと思います。

そういう中で、最終的には 3 次医療までやって隠岐で完結する病院を目指そうと言うのがもともと基本にあったのですが、それが平成 15 年、16 年くらいから厚生労働省が臨床研修制度を始めたことから、島根県のような過疎県にはもう先生がいなくなったという中で、と

てもじゃないがこの3次医療を目指すような病院建設は難しいということになりまして出雲・隠岐、松江・隠岐の広域医療圏で完治する、させる病院を目指すということで、2次病院の隠岐病院をこういうかたちで整備を始めたわけであります。

先ほどの高宮議員の質問でもありましたように、私は今広域連合長をやっておりますが負担金でやる団体というのは、各4か町村から見ると“母屋でお粥、離れですき焼き”ではないですが、そういうふうに見られる傾向が強いのです。

財政当局からそういう指摘も度々受けて、そういう中で人材の問題も広域連合の場合には、町村役場と違って非常に狭い範囲でやっておりまして、そのために管理職等の人材不足ということもあって交流をさせている。

ならば、まずできるところからでも統合できないか。我々隠岐の島町では厳しい行財政改革と称して人員削減したり、給与カットをしている現状を考えると、これも行革の大きな意味合いがあるのではないかとということで、一度は私の方から提案をして検討をしてもらったのですが、なかなか簡単には進まないということで今は一旦なし切れになっている状態です。

今仰せのことは、23年度が確か4億7,000万円ぐらいの繰出金だと思いますが、そういう中で1億2,000、3,000万円は一般財源というような状況もあることも事実であります。そういう中でこういったものを改革して行くためにはどうしたらいいか、この機会に広域連合でも提案をして検討をして行く、これは大事な案件ではないかと受け止めておりますので前向きにそういった方向を改めて検討するように、広域連合でも話を持って出てみたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思えます。

13番(池田賢治)

持ち時間が少なくなりましたが、今回3点について分割質問いたしました。是非検討されることを強く要望して、私の一般質問を終わります。

議長(池田信博)

以上で、池田賢治議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。

午後は、13時30分から開会いたします。

(本会議休憩宣告 11時45分)

それでは、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 13時30分)

一般質問を続行します。

次に、4番：齋藤幸廣 議員

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

通告にしたがって、一般質問を行いたいと思います。

午前中の同僚議員の質問の中でも、産業振興、地場産業振興について質問がなされ、第1次産業である農林水産業の振興が隠岐の島町にとっては、経済発展のためには重要な位置を占めるのではないかという議論もなされて来ました。

その生産されたものが、どう流通し販売するかということがない限り、いくら振興、振興と言っても始まらないと思います。

生産された農林水産物の流通について、隠岐の島町の今の状況と考え方について、あるいは関係機関との協議等について質問いたします。

長年、青果物の流通、食品の流通等を支えてきた島後青果物流通センターが何年前になりますか、取扱高がどんどん減少するという中で債務超過の状態が続いている状況であります。

そういう中で、新たに青果センターという団体を作って流通センターの刷新を図って行きたいということで今取り組んでいるようでございます。しかし、組合員、理事会でもなかなか意見の統一が図れず、混迷を極めているというのが何年か前から現状のようでございます。

そのような中で、昨年流通センターの方からの働きかけだったと思うのですが、理事に加え、町の農林水産課、定住対策課、JA、商工会、その他支庁の担当者等を交えた「隠岐の青果物の流通を考える協議会」が立ち上がったと聞いております。その中で何回協議されたかということについては、また詳しくお聞かせ願いたいですが、多分2回ぐらいだと聞いています。

協議会が立ち上げられて、そこでどのような協議がなされたのか、組合員である町内の小売店はもちろん、その小売店で買い物をしている地域住民にとっても重大な関心事であります。そして、よく知りたい情報でもあります。

その協議の内容、経過をできるだけ詳しく説明して頂きたいと思います。また、その協議をするにあたっての町の基本的な考え方、姿勢というものを示して頂きたいと思います。これが第1番目の質問であります。

第2番目の質問は、私の記憶と調査によりますと島後青果物流通センターが設立されたのが昭和54年です。昭和63年に増改築がなされ、島内の野菜生産農家も野菜を持ち込み市場のような機能を持っていました。

ここで市場のような機能を持っていたということが非常に重要だったと思っておりますけ

ども、特に生鮮野菜は本土からの物に十分太刀打うちできるような技術をもった専業農家も現れ、そしてそこへ持ち込んで島内の小売店に卸して行く、そこでは競りといいますかそういうものがかけられて、生鮮野菜だけについては本土から来る野菜に太刀打ちできる技術をもった農家が実際何軒か現れたというのも事実であります。

そういうことも頭に置いて頂いた上で考えて行かなければなりません、そういう設立や改築の時には県、町の助成もあったと思っております。農協も実際にお金を出しておりますが小売店ではありませんので、組合員でないので出資したお金は準備金みたいな感じで入っているはずでございます。ということは農協もそこにかかわっていたと、設立時点、あるいは増改築の時点ではかかわっていた、県、町もそれを進めて来たという経過がございます。

当初、運営は非常に順調だったのですが、車社会化、消費動向の変化、そういう中での郊外型量販店が進出して来る、そして売り上げが、島後青果物流通センターの取扱量が年々減少して行くというような状況、そして何年かすると量販店ができ、その傾向は加速されて行きました。

流通センター弱体化が進んで生産者も直接、量販店、小売店に卸すようになってきて、この流通センターは市場としての役割を終えてしまったのであります。

そして3年前には「あんき市」、正式名が「隠岐ふるさと特売所」、生産者が自ら毎日持ち寄って売っていきこうという施設でございますが、それが開設されて島内の農産物、加工品が生産者の手で持ち込まれて販売される。そして町内の皆さんがそこに買いに来るという「あんき市」が開かれたのでございます。

私、これを聞いたとき、県がこれを勧めようとしたとき違和感があったというか、すんなりと受け入れられなかったということを記憶しておりますが、それでもそこに生産者が持ち寄って量がどれくらい増えているかは把握してはおりませんが何年か続いているというのは事実であります。

今まで流通センターの機能の弱体化とか、直接生産者が「あんき市」に持って行くということで、それから直接量販店に持って行くというようなことで、中心市街地の小売店、あるいは隠岐の島町の中心から離れた地域小売店というのが痛手を受けている、あるいは流通の機構の複雑さと言いますが、いろいろな流通経路を開拓して来たことによって小売店もいろいろなところから仕入れて行かなくてはいけない。直接持ってきてもらうとか、非常に小売店にしても生産者にしても複雑なルートがあることによって気苦労と手間をかけざるを得ないという状況が今生まれていると思います。

小売店も生産者も二重、三重の手間をかけなければならないというのが現状であろうと思います。このような中で、小売店、地域の島内の小さな小売店、あるいは中心市街地の小売店などが閉店の動きが出て来ておりますし、これによって地域でも中心市街地でも買い物弱者といわれるお年よりだけの家庭の交通手段を持たない方々、そういう人たちが隠岐の島町のこの地域に出て来ているということは事実であろうと思います。数はつかめておりませんが、そういうことに対して、安心・安全な暮らしを保障すべき隠岐の島町としては、その買い物弱者と言われる人たち、あるいはそれを生んだ小売店の疲弊、地域の小売店の疲弊に対してそれをどう活性化を図り、小売店の活性化と行かなくても維持を図り、そして地域の人たちの安全・安心の暮らしを守るということの責務を負う町長としては、どういうふうと考えておられるのか。この2点についてお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

ただ今の齋藤議員の1点目の「隠岐の島町農産物等の流通を考える協議会」における協議の経過と、協議に当たっての本町の基本姿勢についてのご質問を頂いたかと思えます。

議員ご指摘のとおり、現在、島内産の農産物を始めといたします集出荷等、流通システムの再構築を図るとともに、流通の要となります新しい組織の設立を目指して、隠岐の島町、島根県隠岐支庁、町商工会、JA 隠岐、野菜生産組合、島後青果物流通センターの関係者の方にも入って頂きまして「隠岐の島町農産物等の流通を考える協議会」を昨年の秋でしたか設置いたしております。

先ほど齋藤議員おっしゃるように、関係者の方々から直接私の方に何とかならないかという事で、できたら町も入ってもう一度再検討するための協議会を立ち上げてもらえないかという要請でありまして、早速、担当課に話をしまして立ち上げをさせて頂いたところでございます。

ここに至ります経過でございますが、昨年の2月上旬でしたが、関係者の方々から町に対して、新たな流通センターの運営に向けた協議会の立ち上げと参加についての要請を頂きまして、設立に向けましての協議を行って来たところであります。

そして、昨年の4月4日に設立総会をいたしております、また、9月10日には第1回目の協議会を開催いたし、設置・運営方法、島内の流通システムのあり方などにつきまして協議を始めたところでございます。

なお、現行の「青果物流通センター」の取り扱い等につきましては、これは現行の協議会とは少し切り離して、協議の対象外としてこの時点で事前に確認をしあって新しい協議会を

スタートしたと。

本町といたしましては、島内の流通システムの改善に向け協議を進めてまいりますことは、地産地消対策や買い物弱者対策にもつながり、安全・安心に暮らせるまちづくりの観点からも、非常に大切なことであると認識しているところでございます。

そして、2点目の「中心市街地と地域の生活を守る小売店の活性化対策について」のご質問であったかと思いますが、中心市街地活性化につきましては、平成14年度に旧西郷町時代であります基本計画を定め、ハード事業につきましては、もう既にご案内かと思いますが西郷港の整備でありますとか、あるいはそれに直結しますピア前のバリアフリー化及び電線の地中化、街路灯の整備を行って今に至ったところであります。

また、ソフト面におきましても商工会が中心となりまして、夏祭りの開催や風待ち商店街のスタンプラリーも若い店主を中心に実施をしたり、最近では先ほどお話がありました「ふるさと直売所」の常設などの取り組みが行われてまいって来たところであります。

しかし、議員ご指摘のとおり、私も中心市街地が大変厳しい状況となっていることは十分に認識しているつもりでございます。中心市街地の基本計画を作成いたしました時点でさまざまな調査も行われたところでございますが、当時と現在では市街地を取り巻くその後の情勢も大きく変わりつつありまして、西郷港周辺の将来のあるべき姿について大幅な見直しを含め、検討する必要もあるのではないかとこのように考えているところでございます。

また、島内の小売店も同様に大変厳しい状況となっていることは、十分に認識をしているつもりであります。新年度には、商工会と一緒にになりまして、そういった課題やニーズを整理し、中心市街地にかかわらず小売店の活性化対策及び買い物弱者対策等の事業の検討をしてみたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようによろしく願いをして答弁に代えさせていただきます。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

隠岐の島町農産物等の流通を考える協議会につきまして説明を頂いたのですが、9月10日に第1回目の協議会が開かれたということですが、その後開かれておりません。

今後どのような日程で開かれるのかということが触れられておりませんでした。今後、どの程度の期間検討されて結論を出すのかということも含めてお聞かせ願いたいのですが、そのことについてもう一つ考えてもらいたいというのがあります。

先ほど申しましたように流通センターは、以前市場としての機能といいますが、そういうものを持っておりました。隠岐にはそれまで市場がなかったわけですが、市場というものは

生産者がそこに持って行ってその商品を買って頂くわけです。そこで生産者はどうしたら高く売れるかということに一生懸命になるわけです。そして生産技術を磨いて行くという側面が出てくるわけです。

これまでは、隠岐の農家の人たちはそういう経験がなかった、しかしここで経験を積むことによって、生産技術を高め、あるいは生産量を増やして行くという機運が出てきたのではないかと思います。そういうことを踏まえて次の検討会等でも流通を考える場合に、そういうものを是非考えて頂きたい。考えた上で流通をどうするかということを考えて頂きたいと思います。

まず、これからどういう日程で進まれるかということを再質問いたしたいと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えをいたしますが、島後青果物流センター、これは私が落選中のことでなかったかと思いますが、平成 12、13 年頃に商工会の法人会に務めているころに商工会で話があったかと思いますが、当時青果物流センターも大変厳しい状況になりつつあって、隠岐の地元産の農産物が非常に不揃いで問題があるということから、今ご指摘のように、あれを作った時には市場機能を持たせて隠岐の農産物を持って行って買って頂くという機能を流通センターで行ったのです。それが品物が不揃いで悪いということで小売店の方からもクレームがついて、その取り扱いに手間ばかりかかってということで、平成 12、13 年の頃ではなかったかと思いますが、止めることになって今後はそういうものは一切使いませんと。先ほどおっしゃったように、本土に負けないような品物だけを取り扱う、後は取り扱わないと言うようなことになったと話を聞いていたのは、その頃ではなかったかと思うのですが。

そういうことで、あそこに持って行く人がいなくなって、そして本土からいい品だけ扱うような形になりつつ今になったのではないかと考えております。

そういう中でもう一度、隠岐で生産された例えば不揃いのものであっても中には味もおいしい、安全な食品、そういったものを取り扱うようなことも含めて、もう一度どうあるべきかを検討させてもらえないかということではなかったかと思っております。それは大事なことですから農協にも入ってもらって、できたものがこの島できっちり消費できるようなシステムをもう一度作って行こうと、そのひとつが例の直売所につながったというようにも私は受け止めて来たわけですが、それも思うようになっていないというようで何とかもう一度、今ある経営問題はこっちへ置いて、新たに町も中に入って地産地消を推進するためにいかにあるべきか検討を始める、そしてまた一方ではこの買い物弱者といわれる方々のためにも、そ

ういった問題も含めて一緒に考えようと言うことであったかと思ひます。

私は是非、その会議を作ってもらふように旗振り役をしてほしいということで旗を振つたつもりでございますが、その会議には出ていなかったのが現実でございます、そういう中でこの中心になつてゐる方が体調を崩されたりして会議があまり多く開かれなかつた。そして、その後そのままになつてゐる。

今後は買い物弱者対策も含めて、改めて検討する会議が今まさに計画されようとしてゐるということでございますので、今しばらく時間を頂きたいとこのように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

4番(齋藤幸廣)

島後青果物流通センターの過去の経緯については、これ以上触れませんがひとつ言えることは、生産する側からすると作ったものをいかに高く売るかということが一番大切な問題かと思つております。

今の“直販所”とか、日曜日に開催されてゐると思ひます“朝市”もそうですが、いろいろなところでやつてゐるものが、いかに商品を高く売るかということをお求めない感じが強いのです。生産者が本当に農業の第1次産業を振興しようと思つたら、いかに商品を高く売るかでお勝負できるようなところを作つていかないと、本当の意味での第1次産業の復興ということは出て来ないのではないかと。

今、私の近くでも若い人たちが何人か農業に取り組もうとしてゐます。非常に喜ばしいことですが、そういう人たちが本当に農業で生活して行こうということになると市場的機能を持ったところを作つていかないと、彼等が生活して行く上の所得を上げることはできないのではと私は考えております。

そういうことを踏まえ、今の回答の中でも協議会を今後どう進めて行くかということについて、日程といひますか、そういうものについて触れておられませんで、今私が申したことをお考えの上、もう一回お答えを頂きたいと思ひます。

番外(町長 松田和久)

買い物弱者対策も含めて、新年度早々から会議をもう一度立ち上げ、そして新たな協議会を作つてやつて行くというように話しを聞いておりますので、そのように対応をさせて行きたいと思つてゐるところでございます。

今、改めていろんなことをやりつつも置かれております立地条件を考えると、離島隠岐あたりでは再三言うように農林水産業が基幹産業にはちがいない。その農林水産業を考えると

きに、以前は、漁協・農協・森林組合といった生産者団体が活性化していた。金融機関になってから営農指導もないとか、そういうふうなことがあってはなりません。

2千人、3千人の町ですと役場の職員が朝取りに行って販売するというようなこともありますが、ここの町の場合にはそこまではなかなか難しいです。もう一度、農協や森林組合、漁協と生産者の団体と役場が一緒になりながら、いかにあるべきかそういうことも検討して、少なくとも本来の機能がお互いに果たし合えるようにして行くべきではないかと私は考えておりますので、改めてその辺りも関係団体とも協議をさせて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長（池田信博）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

次に、5番：是津輝和 議員

5番（是津輝和）

通告に従いまして一般質問を行います。

質問に入る前に確認をさせて頂きたいのですが、この一般質問に限らず、言うまでもなく現在は情報化社会のまっただなかに我々は住んでおります。いかに情報が大事かということは、世界中の皆さんが認めるところであります。

その情報のやり取りの中で、私は以前からも申しておりましたが、情報のフィードバックというのがより大事だと思うのです。フィードバックとはどういうことかと言いますと、例えば町長が指示をします、あるいは答弁をします、そのことがどうなったかということが戻ってこない。戻ってくるならフィードバックなんです。すなわち、フィードバックがなされて始めて情報が完結するわけです。ところがそうでないケースが多々見受けられます。

我々議場でも体験していますが、「検討します。」「検討させます。」とか、そういうお答えが随所に出てきます。その結果がどうなったかというのが出て来ない場合も随分ございます。そのことを私は残念に思っておりまして、これから何うことについても当然ながら、お答えになったことは結果がどうなったか途中結果でもよろしいので、情報のフィードバックがなされることを期待しながら質問を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、分割で2項目伺います。

まず、1点目はわが町の所有する貴重な財産である土地及び施設が随分ございます。その中で残念ながら、さまざまな理由により使われない土地、建物施設が存在するというのは皆さんご案内のとおりであります。

そこで、質問を行う前に、舌足らずで大変申し訳ないと思ってお詫びを申し上げるところでございますが、「資料で示せ」という文言でした、私の思いとしては言葉でたくさん説明を受けても分かりが悪いただろうという思いから、その内容を資料に落とし現状を説明してほしいという意図だったのですが、国語力が足りませんでしたので通告の表現になりましたお詫びを申し上げます。本旨はそういうことですので、一部ですが資料を頂きました。

そこで、資料に載っている、載っていないも含めて、これからの行政、隠岐の島町として貴重な財産である土地・建物を利活用して、地域の活性化及びその結果として、活用の仕方によっては処分もございましょう。その結果として発生する財政への改善の一助等々考えられるわけでございますので、それに向けての取り組みが非常に大事だと考えるわけです。

そこで、今までやってきたことを踏まえてそれを反省材料にして今後につなげる。こういうプロセスが大事だろうと思って伺いますので、今までの取り組み等、今後の対策をどのように考えてやっていこうとお考えかを示してください。

番外（ 町長 松田和久 ）

ただ今の是津議員の分割質問1点目「隠岐の島町の遊休施設及び遊休土地の現状と利活用へ向けての取り組みについて」のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

1点目の「遊休施設及び遊休土地の明細を資料で」ということでございますが、今回の遊休施設・土地につきましては、行政財産・普通財産を問わず、現在、利用されていない施設・土地を示しているとのことですので、施設名・所在・設置年月日・遊休となった、あるいは、使用されていない理由等について、取りまとめて資料を提出させて頂いたところでございます。

2点目の「遊休施設及び土地の利活用へ向けての取り組みと、今後の対策はどうするのか」についてでございますが、ご承知のとおり町の財産は、行政財産と普通財産の2つ区分されております。

ご案内のように行政財産というのは、自治法上、自由に交換、処分することができなくなっておまして、今後も使用目的が明確となっている間は、土地についても建物についてもその用途に沿って的確に管理をしまっているのは当然かと思えます。

普通財産におきましては、例えば旧大久小学校・旧那久小学校のようにその役割を終えても、まだまだ利活用の十分できるものや、旧教員住宅のような少し手を加えれば利用できる、あるいはまた、手を加えなければ利用できないといったような普通財産に分類されるかと思えます。

役割を終えたがまだまだ利活用が、このままでも十分使えるもったいないというような施設につきましては、すぐに答えが出る状況ではございません。今すぐ何かにとっても「分かりました。ではこれに使います」といったことにはならないわけでありますから、これについては十分に地域の方々とも相談をしながら協議を続けてあるべき方向で使えるように、検討を進めてまいりたい。私はこういうものを多額のお金をかけて壊す必要はありませんから、これをどう利活用することで地域の活性化につながって行くように、地域と共に検討してまいらせたいと考えて検討は進めております。

1年、2年そのままになっているのではないかと議員お叱りを言われるでしょうが、実は考えてやっておりますが、地域もなかなか答えが出しかねているという状況でございますので、右から左に「はい分かりました」とならないということを、ぜひご理解頂きたいと思っております。

後者につきましては、どうしてもならないというような施設については財政状況や順番等を見ながら、これは撤去を早くして、そして土地も必要な方には売却も含めて検討をして行くというようなことで、町の広報などを活用して、積極的にPR活動を行ってまいりながら適正な処分も含めて有効的に活用をして行くように、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

5番(是 津 輝 和)

答弁を頂きましたが、残念ながら再質問をさせていただきます。

資料を頂きましたが、これが全てではないということですが随分あるんだとびっくりした次第であります。先ほどの答弁の中でも町長は触れておりましたが、十分使えるものはこれからも使って行くと、そのためには地域の人たちを巻き込んで一緒になって方策を模索して行きたいと言うことでございました。

例えばとして、旧大久小学校、那久小学校をあげました。当然そうして行かないといけないういという思いから、過去において、この2つの施設については質問をいたしまして確認をしたところではありますが、残念ながらすぐには結論が出ない重たいテーマだということから時間がかかるというお話しでした。

私の質問を先取りされたような、答弁の中に文言が触れられていたような気がいたしました。まさしくこの2つの元学校施設が普通財産になってから3年以上の時間が今日まで経過しているのです。そのことが良いか、悪いか論じることは私はいたしません。必ずしも良いとは思っておりませんが、私は2つの施設に限りませんが町の取り組む姿勢が十分解決できるような体制になっているのかという視点から見たときに、ある課題が私の中で見えてき

たのです。

どういうことかと言うと、前回も少し触れたと思いますが、たくさんある町の遊休財産をどう利活用して行くかという大きなテーマに対して、対応する組織が少し弱いかと。管財係の方には少し失礼な言い方に聞こえて語弊があるかも知れませんが、管財係は処分するのが係りであるようでして、どう活かして行くのかというのは別の係というか、別の所管になるようです。

利活用の方を前面に出して、結果、できないものは処分にまわすという順序になると思うのです。そうした場合、入口の部分のどう利活用して行くかという検討組織が、どこがやるんだと。いきなりあそこの課で、このことについてそのジャンルで使ってみようかということで担当が決まるのか、全体で話し合った中でいろいろ方向性を出した段階で所管を決めて、次のステージへあがって行くということなのか、そこらがいま一つはっきりしないです。

そこで、午前中の質疑の中で地域の活性化や人口問題等ございました。全ては、この“まち”を元気にして、みんなが明るく・楽しく暮らせる“まち”にしよう、という大きなテーマだと理解したのです。

そういうことから考えますとやり取りの中で、例えば交付税の一本算定が目の前に来ているとか、財政上そうになったら大変だから財布の紐を締めてそれに備えて行かなくてはならないという趣旨の話が飛びかかっていました。と言いながら地域という表現でしたが、旧西郷地区以外のところ、特に郡部と言われているところの疲弊が目立つので、そこらの地区に対してこ入れをして活性化を図って行く必要があるということが答弁にあったように記憶しております。

これらの施設はそれぞれの場所に点在しているわけでありますので、当然これを売るなり、利活用するなり、貸すなり、そういうこと事態が地域の活性化、活力の底上げにつながる部分が期待できるわけです。例えば売却したら、一本算定云々ということの財政問題での多少の足しになる可能性もあると感じられるわけです。

そうしたときに、例えば大久の人たちだけで決めるのではなく、あるいは那久にあるから那久の人たちだけで決めるのではなく誰でもいいんだと、使いたい人はどうぞ集ってほしいかというような形で進める方法もひとつはあるのかということと、町内での利活用に向けての計画といいますか方向性を決めるのに庁内（役場）だけでやるのも結構ですが、それよりも一般の町民を巻き込んでプロジェクトチームを立ち上げて、みんなの知恵で隠岐の島町を元気に行こう、あるいは有効に使って行こうではないかという取り組みが大事ではな

いかと思います。併せて土地の処分とか、あるいは家屋の処分をやる方向が決まったならばはどういう手段で情報発信して行くか、町内だけでなく、町外も含めてやるべきだと。

今頃は情報社会であつという間に全国に行くわけです。幸いわが町は立派なホームページを持ってあります。それを利活用して広告、お知らせを載せるのも一つの手ではないかと考えますので、そういう検討組織のあり方を改めて考えるということが非常に大事だと思うのです。

少し話しが前後しますが、何も大久や那久だけの話ではございませんで、今日頂いた資料の中で例えば五箇地区に希少林産物増殖施設がございます。これは大変希少な植物ナゴランを主体とした乱獲を防止すると同時に増やそうということで作った有効な施設だと理解しておりますが、残念ながら現在空いている状態でございます。この資料によりますと平成 24 年の 4 月 1 日から空いたと、これは役割が終ったわけではなく残念ながら施設を管理運営していく母体がなくなったということだと理解はしておりますが、ではその後どうするのか、町内だけ公募して「来なかった、仕方ないな」で済まされる問題ではないと思うのです。

昨今、我が隠岐も「世界ジオパーク認定」に向けて頑張っております。この 9 月までには認定頂けるのではないかと期待を持ちながら、担当所管含めて全町、全郡あげて取り組んでおられます。

そのことを考えた上でも、このジオパークというのは何も土質等だけでなく、動植物も含めた総合的な環境といえますか地域の認定だと、私なりに理解いたしております。そういう観点からすると、この希少林産物の増殖や絶滅を防止することに取り組んでいる自治体ということになると、また違った部分でより評価が上がる、効果も出て来ると。

何れにしても他に施設もありますが、方向性を決めるためにも検討組織を再構築して手順をもって、工程表を作って粛々と進めて行くことが大事ではないかと思えます。

この資料で気になるのは、例えば土地なんかでいうと販売しようということで「販売に向けて PR に努める」という文言があちらこちらに見受けられます。これは文字だけ見ると、今まで努めてなかったのかと。どういう形で PR して行くのかということが問われる、そこらを含めて総合的に組織の中できちんと協議をして、情報を共有化して民間と行政が一体となって課題の解決に向けて取り組む必要があるのではないかと思いますがお考えをお聞かせください。

番外（ 町長 松田和久 ）

いろんなことを言われましたので、全部お答えできるかわかりませんが、先ず基本的な考

え方につきまして、大久小学校、那久小学校は地元と相談してできないなら、どこの地区でも誰でもいいではないかということもわかるのですが、しかしよく考えて見てください大久小学校は大久公益社とか、那久は報徳社と、そういった昔から地域があげて学校運営とか建設にかかわってきております。大久小学校も紆余曲折ありましたが、我々の先輩の時代にそこを買収されて買って来ている経緯があります。そういうことでやはりできたらこの施設をどういう形に使ったら地域が活性化するというを第一に考えて来たつもりです。そういう意味では、もう少し時間をかけてでも大久、那久の方々と協議をしながらあるべき方向を模索して行きたいとこのように考えたところでございます。

実は、大久につきましては、旧町の助役時代に布施との合併、あるいは五箇との合併、都万との合併とふつふつと沸き上がっていたときに、例の合併特例法が平成7年でしたかありました。そうすると今、犬来とか釜のあの道路は町道に移管して、飯田の桂ヶ谷から大久の学校のところまで一本トンネル抜いて県道にしたらいではないかという議論をしながら、そうすると将来学校統合があったときに、東郷地区のいろいろな施設としても利用できるということで話を水面下ではしていたのですが、ああいうことがあって一度落選して、当選をした時には既に西郷布施線は飯田工区にかかってしまっているから、もう貴方が助役時代に言ったことにはなりませんと断られた、そして今の道路を整備しているということであります。

そういう中で、旧東郷地区を考えると大久だけが孤立するような形になるものですから、これを一体どうしたらいいか、この施設については那久も含めてもう少し地域と協議を前向きに相談しながらあるべき方向を出せるのか、出せないのか検討してまいりたいとこのように考えております。

次に、希少林産物でございますが、これは旧4か町村時代に皆さんご案内のように林業構造改善、特に布施と西郷は広域林構という制度を設けて、特用林産物あるいは希少林産物の生産施設を造ったのです。ところが経済がこんなに疲弊すると衣食住と違って、これは余裕があるときに植えていくような品物ですから、あの施設が悪いから、生産者の経営が悪いからなのではなくて、地域事態が疲弊する中でああいう状況になったのではないかと。その後、指定管理の公募もいたしました、誰がやっても難しい施設ということで手を挙げ人がいなかったということではなかったかと。

本当に使えないということになるとすれば、町としてどうあるべきかを更に進んで検討をさせて行く必要があるかと、このように考えておりますので今少し時間を頂きますようにお

願いをいたします。

また、観光でやらせたり、定住でやらせたり、農林でやらせたりしておりますが、この遊休地の利活用につきましては利活用対策の検討会議を立ち上げさせたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

5番（ 是 津 輝 和 ）

再答弁頂きましたが、再々質問をせざるを得ませんので伺いますが、例えば先ほど来から名前が飛びかっていますが、旧大久、旧那久、質問の中でも触れましたが、22年4月の統廃合で空いたんですね。

当然、そのことは前もって分かっていたから言うまでもないですが、利活用についてはその前の年から地域の人たちと協議を重ねて来たという現実がございます。その時がスタートとするならば4年目に入っている、何が原因で、何が障害で方向性が定まらないのか。

地域の人たちの意見を聞くのは非常に大事ですが、片一方では町の姿勢も大事だと、町の方針を押し付ける意味じゃないですよ、まず町の方針が片方にあるって地域の人たちの意見があってディスカッションして一つの方向を見つけていくという手続きが、手順がいる。

そこで、過ぎた時間は戻って来ません。“やる気”のある人が大久にはおられました、その人たちの“やる気”がどの程度残っているのか、地域の活性化が一番大事なのは“やる気”ですから。

昨年3月、齋藤議員が、9月には私が一般質問をしました。その時もほとんど地元との人とは協議はしてないというお答えでした。それからまた半年経ちました、その間にどれだけ協議されたのか教えてください。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

地元でいろいろ検討してもらったときに、あの施設は学校として使って来た立派な施設なので研究施設、研修施設、あるいは体験施設、そういうような施設で何とか地元としてやれないかと、そうした場合にどのくらい経費がかかるのか試算してくれないかということで今試算中だということです。役場の方で委託するかというような状況であるそうでございます。

何れにしても、「エイ、ヤー」ではなかなか決められない。地域もそれを受けるとするならば本当に経営ができるのか、マイナスにならずにやって行けるのかということをやはり考えて行かざるを得ない、慎重にならざるを得ない部分があると思うのです。そういうことで時間がかかっていると私自身は思っております。本当に研修施設でどれだけのものが手を挙げて来てくれるのだろうかということも含めて、これはPRということもありますし、いろんな

問題があって簡単ではないということで慎重に慎重を期して今、議論が少しずつ・・・。

役場の方にもこうやった場合にはどのくらいのお金がかかるのか試算をしてもらえないのかということで、試算を外注している今状況だそうです。

5番（ 是 津 輝 和 ）

私の聞いた範囲では、ほとんど協議がされてない。試算外注しているとおっしゃった、外注にそんなに時間がかかるとは思えない。日程がですよ、ちゃんと答えて頂きたい。

次の2点目の質問に移ります。

隠岐の島図書館の管理運営体制について伺います。

図書館長が町職員、具体的には教育委員会生涯学習課長が兼務で隠岐の島町教育文化振興財団に図書業務を業務委託をしている現状であると理解をしております。

そのことが、教育民生常任委員会で再三指摘がございましたが、現在のやり方としては管理運営上効率がよくない、つまり組織体が違うわけですから職員は別の組織体であるわけですから指揮命令系が発揮できにくい、そういうことから良くない。また「労働者派遣法」の観点からも好ましい体制ではないということから見直す必要があるということをお教育長が答弁されておりましたが、その検討された結果どうなったのか示してください。

2つ目は、当該図書館には施行規則がございまして、隠岐の島町図書館設置及び管理条例施行規則の第5条2項の規定において館長の業務に触れております。中を読みますと「館長は、教育長の指示を受け図書館の業務を掌理し、職員を指揮監督する」と規定してあります。現状はこのとおりにやっておられるかどうか伺います。

また、館長と図書担当財団職員との関係はどのようになっているのか伺います。

館長は当該職員指揮監督しているのか、この施行規則どおりに監督しているのかお答え頂きたい。

3つ目には、新年度から、祝日も図書館を開館するとの説明が今回の当初予算にもございましたので常任委員会にも説明がございました。

そのための業務体制は現行体制だけでは行かないだろうと思うのです。よって、4体制の準備が4月1日施行から出きるように準備ができていますのか。

以上、3点についてお答えください。

番外（ 教育長 山 本 和 博 ）

是津議員さんの「隠岐の島町図書館の管理運営について」のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、1点目の「現状の体制を見直すことについて」ですが、ご承知のとおり隠岐の島町図書館の管理運営は、隠岐の島町教育文化振興財団に委託しているところですが、図書館長につきましては、先ほど言われましたとおり生涯学習課長が兼務している状況です。

このように、町職員が館長を務める図書館で教育文化振興財団が雇用した職員が働く形態は、指揮命令系統と雇用側が異なることから、労働者派遣事業に当てはまると思います。

このような状況を解消するため、新年度におきましては図書の貸出しや展示、読書普及講座等の業務は教育文化振興財団に委託し、施設の管理については教育委員会が行うことにしました。

また、館長は、委託いたします業務について、財団職員と共同して遂行してまいります、必要に応じて財団事務局と協議を行い運営にあたってまいります。

2点目の、「図書館長は図書館の業務を掌理し、職員を指揮監督すると規定しているがこのとおり行っているか」につきましてお答えいたしたいと思います。

館長は、現在そのように職務を遂行しているように思っております。しかし、新年度以降引き続き指揮監督することについては、規則と雇用体制との関係に矛盾が生じますことから、このような状況を解決するためには指定管理による運営が望ましく思っているところでありますので引き続き、この1年間検討してまいりたいと思っております。

3点目の「新年度からの祝日開館の準備はできているか」ということにつきましては、開館日を増やすための予算をこの定例会に提出しているところでございます。

職員の採用、研修等の業務の体制につきましては、これから速やかに準備を進めてまいりたいと思います。4月1日から祝日即開館ということは無理かも知れませんが、なるべく早く開館できるように研修等努めていきたいと思っております。

5番（ 是 津 輝 和 ）

答弁頂きましたが再質問させてください。

まず、館長のあり方、現行はあまりよろしくないという認識で改善に向けて取り組もうとしている姿勢はわかりますが、今お答えの中でありましたが、館長が建物の管理とか施設の管理とかやって、図書業務は財団に委託するということですが。

そうしますと、館長の仕事というのは何があるのかなと思って、例えば電球が切れたから球を交換するとか、あるいは便所の掃除をするとか、床が汚れたから掃除をするとか、そういうことかなと、そういうことで館長と言えるかどうか。町民から見れば図書館長という肩書きの方は、当然一般の町民から見ると図書業の全般を管理、監督する立場だと普通思いま

すよね。それができない館長は私は館長ではないと、施設管理員ですよ、学校でいうと。そこらに矛盾があると思う気がしますので、再度お尋ねします。

それと、歪な形になるので、1年間かけて業務委託を指定管理で受けて検討して行くというお話でしたが、1年間の猶予でいいのかどうか、というのが出て来る気がしますが。なぜ1年間かけてやらなくてはならないか、速やかに早くやらなくてはならないと思います。

次に、4月1日からの祝祭日の開館に向けてのお話のことですが、1日からは難しいかも知れませんができるだけ早くやるような体制をとということですが、何で今頃この時期になって4月1日からできないということがわかったのか。4月1日から祝祭日開館に向けて取り組むということは前もってわかっていたでしょ、普通はそうですね。半年ぐらい前から準備をして速やかに4月1日に実施できるような態勢、雇用も含めて、なぜ財団側ときちんとやらなかったのかと疑問が沸きますので再度教えてください。

番外（ 教育長 山本和博 ）

まず、図書館館長の仕事ですが、実は図書館を指定管理するために図書運営委員の方々、教育委員会等でかなり相談をいたしました。

現在隠岐の島町の図書館は、各学校といろいろ協力した事業、その他いろいろな事業を多くしておりますので、もしそれを指定管理にしたときはうまく行くのかと言う意見が出ました。それでこの1年かけて、どの条件を図書館にお願いして指定管理に任せるか、急にやることは早すぎるという意見を頂きましたので1年間検討するという事にいたしました、と言うのが1年間かけるという理由であります。

次に、4月1日から祝祭日に実施できるかどうかということは難しいと申しました。それは4月1日から職員を雇ったときに、その職員が本町の図書館の貸し出し業務がすぐにできる能力があるのかどうか心配ですので研修をさせるために、新しく雇った職員が、その職能が就くまでは、開館すると大変なことになりますので。まず最初、研修をしっかりさせることが大事ですのでそうお答えしたわけです。

最後に、施設管理員のような仕事をしているのが館長か、という非常に厳しいお言葉を頂きました。グサッと胸に突き刺さっています。

ただ、今の職員が財団の職員であって、館長が教育委員会の職員といった矛盾したことが出ているのが実態ですので、一本化する必要があると言っているのです。今課長は職員と業務について相談、その他の相談も受けております。そして財団の事務局長の方に、それを受けて職員の希望等も伝える役目をしておりますし、うちの課長としては多分できる限りの仕

事をしていると私は感じております。

5番（ 是 津 輝 和 ）

異論があったとしても、とにかく早く課題を解決するような体制で意見集約するということは大事なことだと思います。

祝祭日の開館の件ですが、人を募集しなければいけませんね、募集するには日数がいりません。そして合格したらトレーニングがありますから日にちがかかります、それは分かります。だからこそ、もっと早く対応するように、体制準備ができるように財団と打ち合わせる、予算が伴うことですから、補正かなんかで、やり方は別にして、対応できないことはなかったかと思いますが、過ぎたことは戻って来ませんが、早くそこらをもう少し詳しく財団と詰めて現場が混乱しないように進めるべきだと思いますが、お答えください。

番外（ 教育長 山 本 和 博 ）

職員の祝祭日の件ですが、我々が要望を受けて来年度からこれをやろうということにしたわけですね。是津議員が言われたように、本当に早く対応するためには12月の補正とかで認めてもらって12月から職員を雇ったらできたかも知れませんが、我々が発想したのがそういう状況ですので、今回の予算に上げさせて頂いたわけですね。お前達の発想が遅すぎるとお叱りを受けたらそのとおりであります、新年度からやろうと我々相談したのでこういう結果になったということでございます。

それから、後手後手に回って、もっともっと財団の職員にきちんと伝えるようにしなさいということですが、非常に申し訳ないことで教育民生常任委員会でも申し上げましたが、町側がもう少し早く文化振興財団と話をしておかなくてはならないのに駄目を詰めてなかったということが恥ずかしながら現状だと思います。

やっと今、メスを入れ始めたわけですね。この3、4年間この問題が続いておりましたが、それを今うちの課長がやり始めたわけですね。お前達が遅すぎると言われたらそれまでですが、今メスを入れたことに対して私は課長を非常に評価しております。しかしお叱りはそのとおりだと思いますし、私の責任です。この1年間をかけて図書館を、良い図書館にしたいという気持ちでありますので、是非ご理解をお願いしたいと思います。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、是津輝和議員の一般質問を終わります。

ただ今より、15時00分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 14時50分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時00分)

引き続き、一般質問を続けます。

最後に、2番：前田芳樹 議員

2番(前田 芳 樹)

先の4番議員の質問答弁で、理解できた部分もありますが、改めて買い物弱者対策に絞って通告どおり伺いをいたします。

島後全域的に買い物弱者の発生がありますが、救済対策のための協議会の立ち上げについてお伺いいたします。

大型店舗によります本土並みの商品流通は良いことといたしましても、その一方では、周辺部の人口減少に伴うことではあるが、小規模店舗の経営が成り立たずに無店舗地区が増加をしております。交通手段を持たない高齢者の方々は非常に不自由な日常生活を余儀なくされているそうです。

既に、昨年11月28日には有志の方々から救済対策を策定するための協議会の立ち上げの陳情があるそうでございますが、未だに返答もないとのことで、いったいどのような状況下にあるのか。そして住民の日常生活の利便性を確保することが、行政に求められる責務のうちの一番だと思っておりますが、なしのつぶてのような行政対応であってはなりません。早急に協議会の立ち上げをするなり文書で返答をするなり、速やかな対応をするべきではないでしょうか。

社会全体が貧困な時代には隣近所での生活用品の貸し借りは当たり前のことでしたが、現在の購買力のある現代状況ではそうはなりません。基本的な日用品雑貨を隣へ借りに行く人は今ではほとんどおられません。日々の生活に必要なものを買いたい近くに店舗がない。交通手段を持たない高齢者の方々に我慢をされている人は増加をしているようにございます。買い物弱者と称される人々の増加です。

この社会問題の発生に行政が見ぬ振りをしてはいけません。対策はそんなに難しいことではないと思われまます。町が主導して、無店舗地区の代表者への意向調査をするなり、商工会、商品流通業者、関係者に集まって頂いて協議会を早急に組織して救済のための対応策をひねり出してはどうでしょうか。町長の建設的な見解をお伺いしたいと存じます。

番外(町長 松田和久)

前田議員の「買い物弱者救済対策協議会の立ち上げについて」のご質問にお答えをいたし

たいと思います。

齋藤議員の質問でもご説明いたしましたとおり、既に「隠岐の島町島内流通を考える協議会」を立ち上げ、昨年9月に第1回の会議が開催をされております。

この協議会の大きな目的の1つに「新流通センターの設置及び運営について」ということでご説明を申し上げたところでございます。2つ目が前田議員からのご質問の「買い物弱者対策について」であり、次の会議で、この買い物弱者対策の検討につきまして、これは少し流通センターとは別にしまして、別の協議会を立ち上げて議論すべきではないかということだそうございまして、そういった方向で検討が今進まれようとしているそうございしますが、その後の会議がまだ開かれていないとこのように伺っております。

昨年11月に、これは直接所管の方へ一部有志の方から単独での買い物弱者救済の協議会立ち上げを要望がされたということでございますが、定住対策課にそれが出されたと。

本町といたしましては、現在設置されている協議会との兼ね合いも考慮させてもらった上で、関係者と協議をさせて頂き、新たな協議会を設置する方向で今検討が進められているということでございます。

今後は、この問題も積極的に取り組みまして、本当に仰せのようにあちらこちらで、昔盛況、盛況といていた店が後継者がいないとか、人も少なくなったということでバタバタ止めてきておりまして、いわゆる交通手段のない高齢者の方々、いわゆる交通弱者と言われる方々にとっては大変不便な生活を強いられているように役場の方も情報を得ておりますので、そういったことに対してどう対応して行くべきか、ということを前向きに検討するための会議をこの機会に作らせて頂いて、どこに住んでいてもそういったことのないように対応させて行きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

2番（前田 芳 樹）

簡潔に1点だけお伺いしたいと思います。

陳情者に返事はしてやらなければいけないと思っております。返答がないから関係者は「どうなっているのか」と思うばかりで、不信感につながってはいけませんので、これはやはりその時々迅速な返答をしてやるのが肝要ではないかと思っております。

島内全域に自治会単位で見渡しても、まるでドーナツ現象のように無店舗地区が連なっております。これは、西郷への一極集中の反動のような周辺部の衰退のように感じられます。

従って、買い物弱者に対する救済策は、民間任せではもう対応できない状況下にあるのではないかと感じます。具体的に言えば、外販車の巡回とか、また逆に買い物バスの運行とか

方法はいろいろあるかと思いますが、今後の協議に任せればいいことではございますが、行政が救済策の策定と支援をする必要が出て来ているように思われますので、その点再確認になります。町長のお考えを少しお伺いしたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

前田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

私が知り得ている範囲では、今この大きなマイクロバスを使って移動購買をされている方が一者でないかと思いますがいらっしゃいます。各地区で非常に喜ばれているように伺っておりますが、果たしてその企業任せで全ての弱者対策につながるかという、これもちょっとおぼつかないかも知れません。

今回、こういうことで検討するとなると、高齢者というのは我々もそうですがいつか来る道だと思います。自分のこととして受け止めてまいるべきではないかと。

午前中に申し上げましたが、朝礼に今職員は本当に有り難いことに8時20分、あるいは25分から積極的に各課で朝礼をしてもらっておりまして、本当に私は感謝をいたしております。そして、自分が言うのに各課を回らないのは少し怠慢だと思い、正月から時間があたら回って、住民の皆さんの意見を、私のところにはいろいろな意見が来るものですから、「こうなんだよ」ということも含め、お話を回っており、今二巡目であります。

役場は役に立つ場と思って皆さん来ているので、本当は難しいことでも「それは駄目ですわ」と言ってしまったら、その方はどこへ行けばいいかということになるじゃないかと、我々が考えてそれは無理だと思っても、良い方法があるかもわからないじゃないかと、高齢化社会の中でそういうような意見や要望に対しては、一旦は持ち帰ってほしい、そして役場に来られたら、それは「検討します。研究します。」ということで、大事なのはそこから先だと。検討しても役場は何にも言ってくれませんかという事をよく聞くんです。ですから必ず責任を持って、「そのことにつきましてはこういう結果です。」と、できないことがあってもきちんと説明をしてあげる、回答してあげることが大事だと今朝ほど申し上げたばかりであります。各課を回ってそういったことについても全職員に徹底をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まだ回答がなかったということですが、改めて今検討している、新しい方向で今対応して行くんだということを回答させて頂くようにさせてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2番（ 前田芳樹 ）

陳情に対しては迅速な返答をすることと、そしてまた対策については具体的行動をなるべく早く起こすということを望みまして終りといたします。

議長（池田信博）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これを以って、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日3月12日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 15時13分 ）

以 下 余 白